

## 会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和4年9月6日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木 勝利

2番 藤田 尚美

3番 秋山 泉

4番 甲斐 徳之助

5番 伊藤 裕一

6番 池辺 己実夫

7番 諸橋 太一郎

8番 市川 圭一

9番 長田 麻美

10番 山本 伸子

11番 守屋 常雄

12番 加川 裕美

13番 北島 登

14番 杉森 弘之

15番 須藤 京子

16番 黒木 のぶ子

18番 柳井 哲也

19番 石原 幸雄

21番 遠藤 憲子

22番 利根川 英雄

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏 公 司
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡 辺 恭 子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主査	椎名紗央里

# 令和4年第3回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和4年9月6日(火) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

---

午前10時00分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

---

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、16番黒木のぶ子議員。

[16番黒木のぶ子議員登壇]

○16番 黒木のぶ子 議員 皆様改めまして、おはようございます。市民クラブの黒木のぶ子です。

最初の質問では、急激な物価高騰から、それぞれの生活者に寄り添った3項目を質問いたします。

まず、家計の負担軽減として、水が挙げられます。現在、ガス、電気、水道を含め急激な物価高騰が市民生活を直撃し、そこここで悲鳴を上げているのが今の市民の現状です。物価高騰は、ウクライナとロシアの戦争や急激な円安の影響とはいえ、ほぼ生活必需品全般で1万8,502品目に及び、今後も値上げが想定されているとのことです。

中でも戦争や円安とは無関係な理由からですが、県南水道が今年度から23%もの大幅な値上げに対し追い打ちをかけているのが、過去最多記録とされました猛暑日です。特に夏は水の需要が多い中で今年は猛暑続きで、シャワーや洗濯、庭の水まきなど、その頻度も多くなったとのことです。加えて牛久市では在宅介護をされている家庭も多く、24時間洗濯機をフル稼働している家庭がほとんどだというふう聞いておりますが、そうだとすると、こうした市民への救済処置といたしまして、水は生活の要で幅広く市民の負担軽減につながる点を考慮し、上下水道の基本料金の相当額等を免除することについて執行部の御所見を伺いたく、また、財源につきましては、使い勝手のよいとされております国の物価高騰対策交付金等の活用が考えられはしないかということで、質問いたします。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 まず、上水道料金の免除等についてお答えいたします。

牛久市の上水道事業につきましては、近隣の取手市、龍ヶ崎市、利根町と共に県南水道企業団が運営をしております。同企業団に確認しましたところ、老朽化した配水場や水道管等の更新、水道施設の耐震化を進め、今後も安定した水道事業経営を維持継続し、将来にわたり安全安心な水道水を供給するため、本年4月1日から約23%の料金の値上げを行ったとのことです。

上水道料金の減免については、同企業団は地方公営企業として経営に要する経費を水道料金収入によって賄う独立採算制により運営を行っているため、減免については実施する予定はないとのことでした。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の発生により収入減などの影響を受けた方々に対し、申請があれば下水道料金も含め料金の支払い猶予を行っており、令和2年4月から本年8月末までに、上水道料金が30件、下水道料金が27件の支払い猶予に対応しているとのことです。

上下水道料金の支払い猶予については、今後も継続して受け付けていくとのことですので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、下水道料金についてでございますが、牛久市の下水道事業につきましても、令和2年度より地方公営企業法を一部適用し、県南水道企業団と同様に独立採算制による運営を目指しているところです。しかしながら、牛久市の公共下水道事業を取り巻く状況は、既存施設の維持管理費の増大や市内人口の減少傾向に伴い使用料収入の減少が見込まれるなど、非常に厳しい状況となっております。また、令和3年度末における牛久市の全世帯数3万7,663世帯に対して、下水道を使用している世帯数は3万1,622世帯となっており、6,000を超える世帯の方が、浄化槽やし尿くみ取りにより生活排水を処理していることから、下水道料金の減免を実施する予定はございません。

なお、下水道事業における生活支援策の一つとして、生活困窮により生活保護を受給されている方に対しましては、受給中の全期間において下水道使用料を100%減免しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 今の料金の支払いを少し猶予を持っていることは少しはいいことかなというふうに考えますが、しかしながら、猶予はあるにしても支払わなければならないというのは同じでございますので、再質問といたしまして、8月2日の朝日新聞で、御存

じのとおり茨城県内の市町村では上下水道を含め物価高騰での対応策を様々に打ち出していることが掲載されておりました。上下水道関連では、ちなみに稲敷市では上下水道の料金を8月から来年の3月分まで基本料金の40%の減額、また、期間や事業内容については、各市町村まちまちですが、古河市、境町、東海村、潮来市などが、住民の軽減を図っているとのことです。

この物価高騰の時期に加え、以前より県南水道は高い高いとされ、今回の大幅な値上げに対し市民からの苦情が相次いでいるのです。

岸田文雄首相は、新しい資本主義というわけの分からない経済政策を掲げておりますが、今の日本は、富む者とそうでない者の差が広がるばかりで、一般的な市民にとりまして、自助努力にも限界があります。そうした中で、政治は民意を反映しなければならず、政治家はその役割を担っていることとなります。他市町村ができるのに、なぜ牛久市はできないのかとの問いも相次いでおります。

そこでお聞きいたしますが、今回の国からの数回にわたっての交付金は、使い勝手がよいとされ、イカの姿のモニュメントを作った市もありましたが、牛久市はこの交付金の使い方に対し、どこに主眼を置かれ、分配をされ、また、急激な経済変動であることから、財政調整基金等で上下水道の基本料金の相当額の免除等に対しましての考えを併せ、再度お聞きいたします。

**○杉森弘之 議長** 二野屏公司経営企画部次長。

**○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長** 本市における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用につきましては、国において定めました実施要領に基づき、新型コロナウイルス感染拡大の防止策や原油価格・物価高騰等総合緊急対策等を念頭に、各課から提出されました事業内容を精査し、優先順位をつけながら事業計画を策定しているところであり、今般、提出しております一般会計補正予算に計上しているところでございます。

財政調整基金につきましては、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合や災害により生じた経費、緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業等のために必要な場合に基金を取り崩して使用することができます。これまでも同様となりますが、市民サービスの低下につながらないよう各課から要求がなされた事業に関しましては、事業の必要性や、最小のコストでかつ最大の効果による事業内容であるかを検証し、市の施策として必要な事業につきましては、国、県補助金、その他特定財源等の有無の検討を行い、財源に不足が生じる場合には、財政調整基金に限らず、特定目的基金を含めました基金の取崩しを検討してまいりたいと考えております。

**○杉森弘之 議長** 黒木のぶ子議員。

**○16番 黒木のぶ子 議員** ただいま御答弁いただきましたけれども、度重なる国からのい

ろいろな名目での交付金に際しましては、実施要領において、優先順位をつけて、それで使われたということでありませけれども、先刻申しましたように、水はやはり一番生活にとって大切であり、そして必須とされるものであるわけですから、その辺につきまして考え方ということではありますけれども、この財政調整基金等で今、公平に使うことができるという意味では、上下水道の基本料金等の減額等が一番平等性に付すのではないかというふうに考えるわけですが、その辺につきましては、先ほど担当上下水道課の次長のほうからも答弁がありましたけれども、県南水道というふうなものとは別個としての政治的に考えていかなければ、なかなかできないと思います。この件につきましては、国が今回の国葬なんかも予備費というものが総理の独断で使える。牛久におきましても財政調整基金とは、市長の考え方一つで使えることができるのではなからうかというふうに考えるところでありますので、この辺につきましては、市長がどのように考えられるのか、お聞きしたいと思います。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** 1つに、私が独断で使える資金と言いますけれども、これはやはり私独断じゃなく、職員、そして皆様と合意を得ての話でございまして、私はそういう権限があっても皆さんと決めることが基本的な考え方でありませ。

また、さきの上下水道の減免でございませけれども、県南水道に私たちは所属しております。その中でもいろんな議論をいたしました、今こういう状況になっているわけでございます。

また、この交付金についても、公平に、弱者の方といいますか、そういう公共交通、それから様々な環境の中での生活されている中において公平性、例えば、これはちょっと言い過ぎかもしれませんが、上水にしても、井戸水を使っている方もございませ。下水については合併槽も使っている方もおります。ですから、そういう環境の立場の様々な鑑みて全ての市民の皆さんが公平性を感じるところでの私は交付金の使用についていることが、最大の観点でございます。

よろしくお願ひします。

**○杉森弘之 議長** 黒木のぶ子議員。

**○16番 黒木のぶ子 議員** それでは、次に、家計の負担軽減策の2番目といたしまして、小中学校の給食費の無償化についてお聞きいたします。

6月議会で同僚議員が同様の内容で質問をされておりますが、御答弁は、食材の高騰で、国の物価高騰への交付金を活用しても給食費を値上げしないようにすることが精いっぱい措置で、無料化につきましては難題であるとの内容だったと記憶しております。

しかし、子育て世代は、一般的に収入は多くはなく、何かと出費が多く、冒頭申し上げましたように急激な全ての物価高騰で生活に行き詰まってしまうのだとの声も寄せられておりま

す。そのことに配慮し、この時期、近隣の市町村においても、1年間だけとか、または数か月間だけとか期間限定で物価高騰への激変緩和策として実施されている市町村も多く見られます。どこに住むかでの自治体格差を生じさせないためにも、期間限定であっても、やはり給食費の無償化は必要ではないだろうかというふうに考えているところです。お考えをお聞きたいします。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化いたしまして、食料品が原料、それから石油価格、様々なものが高騰、値上がりしてございます。また、ロシアのウクライナへの侵攻や円安の進行など、社会的要因にも大きな、物価高騰のことを影響していると考えております。

6月の議会にも答弁いたしましたが、牛久の学校の給食においても、国から発せられたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策としての感染症対応地方創生臨時交付金の活用をしての給食の賄い費の高騰分を保護者の皆様に負担を求めめるのではなく、これまでどおり栄養バランスの整った量を確認した学校給食が提供できるように、市としては支援を行ってまいります。この支援につきましては、こういう支給費のある前に私たちは学校、教育委員会で判断しまして、その後にこのような制度が参った次第でございます。

そしてまた、生活困窮する世帯に対しても、就学援助としての学校給食費の支援をしているところでございます。

議員がおっしゃるとおりでございますが、県内一部の自治体では、学校給食について期間限定で無償化、3分の2の補助などを行っているところございます。保護者の皆さんの軽減のためには、取組が見られるところでございますけれども、一方、学校給食については、学校給食法第11条により、学校給食の施設や設備並びに運営に要する経費は、学校設置者、つまり市の負担、それ以外の学校給食は学校給食を受ける保護者の負担とすると定められているものでございます。

また、牛久市においては、年間、小・中合わせて給食賄い材料においては3億8,000万円かかっております。今回の公費投入により、保護者の負担については従前と変わらない水準に抑えられていることから、それ以上の助成になる給食費の無償化については、慎重にならざるを得ない状況です。

**○杉森弘之 議長** 黒木のぶ子議員。

**○16番 黒木のぶ子 議員** ただいま市長のほうから御答弁いただきましたが、給食材料の高騰分に対しては国からの臨時交付金で補填し、食材の値上げ分については保護者へ負担を求めないとの御答弁でした。それとともに、学校給食法第11条を引用なされ、給食法の位置づ



けについても述べていただきましたが、学校給食の食材の高騰については、県内あまり違いはないのではないのでしょうか。これらを踏まえ、牛久の政策的な考えから申し上げているわけで、県内の幾つかの市町村は学校給食費を期間限定で無償化することや、補助をすることが保護者の負担軽減を図るということこそ、この時期の市民に対する重要な物価高騰に対する支援ではないかとの取組をなさっているということです。

先ほど答弁いただきましたように、牛久市は小・中の給食費、確かに3億8,000万円という1年間かかるということなので、その半年間の期間限定であっても約2億円ですが、困窮者のみならずともボーダーラインすれすれの生活世帯も多いというふうに漏れ聞いているわけです。そうした中で、しつこいようですがやはり期間限定、そして一番未来を背負っている子供たちのための、一つの牛久市の政策としてやられてはいかがというふうに考えるところです。

何回しつこく聞いても、なかなか発展的などうか、改善的な答弁はいただけないとは思いますが、やはり執行部と市民との間に挟まっております立場上、その辺につきましてはしっかりとそのボーダーラインのすれすれでなかなかその恩恵にあずかれないという保護者の方たちもたくさんいることも事実でありますので、ぜひ、その辺に関しましてもう一度御答弁をいただければと思いますが、市長、いかがでしょうか。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** 各自治体においても数々の支援策というのを打ち出しております。うちでもそれぞれの立場で支援策を打ち出しております。その市にとって今が一番、確かに子供の環境を整えるということは私は大切なことと思います。ただ、私たちの今牛久の置かれている経済、それから福祉、そういった様々な環境において、その限られた財源を皆さんと平等に皆さんのためになるような施策というのを私たちは優先に考えている。やっぱり財政もございませう。そしてそのような市町村の環境もございませう。そのような中で私たちはこのような補助を選択しているわけでございます。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 黒木のぶ子議員。

**○16番 黒木のぶ子 議員** やはり思ったとおりの答弁で、市民のほうにその辺につきましては十分に伝えるようにいたします。

次に、家計負担軽減についての3番目となりますが、低所得者の子育て世帯への支援について質問いたします。

諸物価高騰の折、国も生活支援特別給付金として、低所得の子育て世帯に対し5万円を給付することになっておりますが、テレビ等の報道等で御存じのように、今後も値上げラッシュが続くとのことでありますから、国からの5万円に加え、物価打開の緊急避難対策といたしまし

て、牛久市の独自政策として、国の給付額と同額か、またはそれ以上の給付額を国の給付額に上乗せをして給付する必要があるとの考え方から、今回の質問となりますが、執行部のお考えをお聞きしたかったわけですが、過日の茨城新聞の記事によりますと、県は9月の県議会で、低所得者の子育て世帯への支援を児童1人当たり5万円を支給する予定とのこと。2人いれば10万円ということですので、この給付額も県議会で可決されました場合でも牛久市の独自政策として存在感を示すためにも低所得者世帯に対しまして、家計の負担軽減のためにも、さらに支援金の上乗せ給付についてはどのように考えられるのか、御所見をお聞かせいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、天候不順や紛争などにより、食費等の物価高騰は国民に重くのしかかっています。

特に、非課税世帯等低所得の子育て世帯においては、家計に大きな影響を与えています。低所得の子育て世帯に対する給付金の実績といたしましては、令和3年度に、国の施策である児童1人当たり5万円の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を対象児童1,435人、受給者896人に対して7,175万円支給いたしました。

また、県独自施策の児童1人当たり5万円の茨城県低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金を、対象児童866人、受給者574人に対して4,330万円を支給いたしました。

本年度におきましても、国の施策である児童1人当たり5万円の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業を実施しており、令和4年8月末時点で、対象児童1,266人、受給者785人に対して6,330万円を支給しております。この給付金の申請については、令和5年2月28日火曜日必着となっております。

また、現在、茨城県において、県独自の低所得の子育て世帯に対する給付金事業の実施に向けた準備が行われておりますので、市では、実施が決定次第、対象となる方に速やかに給付金を支給するための準備を進めております。

市独自の給付金事業につきましては、令和3年度地方創生臨時交付金を活用し、児童1人当たり10万円の子育て世帯への臨時特別給付金事業において、所得制限により対象外となった世帯、対象児童1,581人、受給者989人に対して1億5,810万円の支給を実施した経緯があります。

今回の物価高騰対策においては、低所得の子育て世帯に対し支援が必要ではないかという議論はありましたが、低所得の子育て世帯だけでなく、全世帯がひとしく影響を受けていることから、市として、公平性を鑑み、対象や金額を限定した個別の支援ではなく、小中学校や幼稚園、保育園の給食費等において、給食の献立内容や保護者負担額において影響を受けないよう

に補填することといたしました。

今後も、子育て世帯を取り巻く経済状況等を見極めながら、国や県の動向を注視し、市独自の給付金の必要性について検討してまいります。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 黒木のぶ子議員。

**○16番 黒木のぶ子 議員** 今、部長のほうから御答弁をいただきましたように、低所得者の子育て世帯を取り巻く経済状況等は大変厳しいことと考えられますので、市におかれましては、その場面場面的な判断とともに市独自の給付に対しましても、必要に応じ検討することです。御期待を申し上げ、次の質問に移ります。

2番といたしまして、介護離職について質問いたします。

牛久の介護離職の現状についてお聞きいたしますが、2000年度から介護制度が施行されております。制度施行当時の施設介護は、要介護度に応じ1割負担が、その1割負担であったのが2008年4月から安易な利用に歯止めをかけるとして、差額ベッド代や介護施設の居住費として部屋代、食費等の光熱水費等の負担などが自己負担ということになったわけです。

そしてまた、国民年金等の低所得者でも1,000万円以上の預貯金があれば、その差額の経費に対しましては自己負担となり、制度施行当時からすれば本当に自己負担が重くなってまいりました。それに加えて、今度は2019年度には、施設介護から居宅介護として政策転換をして、そうした中でも、国は介護離職者ゼロと明言しておきながら、2020年の厚生労働省の雇用動向調査の介護離職統計では、介護等の理由で離職した人は約7万1,000人のことです。

牛久市の場合、2019年の在宅介護の転換から、介護のために離職された人数等を把握されているのかどうか、お聞きいたします。

**○杉森弘之 議長** 内藤雪枝保健福祉部長。

**○内藤雪枝 保健福祉部長** 在宅介護の実態把握に関しましては、2018年11月28日から2019年8月1日までの期間、「在宅介護実態調査」を実施いたしました。これは、現在の第8期牛久市高齢者保健福祉計画・牛久市介護保険事業計画の策定に当たって行ったもので、更新または区分変更のいずれかの介護認定調査を行った際に、「主な介護者が行っている介護」や「今後の就労継続の見込み」などについて聞き取り調査を行ったものです。

「今後の就労継続見込み」につきましては、初めに、フルタイム勤務と答えた方122名のうち、「問題なく続けていける」と答えた割合が25.4%、「問題はあるが何とか続けていける」と答えた割合が56.6%となっており、合計で82%となります。

次に、パートタイム勤務と答えた方84名のうち、「問題なく続けていける」と答えた割合

が46.4%、「問題はあるが何とか続けていける」と答えた割合も46.4%となっており、合計で92.8%となります。

このことから、主な介護者の御尽力は当然に大きいものとは思われますが、80%以上の方が介護離職はせずに、在宅で介護を続けている状況を把握しております。

なお、この在宅介護実態調査ですが、令和5年度に第9期計画の策定を行うことから、今月中旬以降より段階的に実施できるよう準備をしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 今部長のほうから御答弁いただきましたけれども、今後の就労継続見込みについての聞き取り調査を122名のフルタイム勤務者から調査を行った結果25.4%は問題なく続けているとのことですが、56.6%の人が、問題はあるが何とか続けているとのこと。この辺のこと、大変気になるわけです。この数字に対しても本来は問題なく続けているというふうな人たちが、先ほどの8割の人たちの答えでなければならないわけですが、何とか続けているというふうなのは、無理して続けているというふうには理解していかねばならず、それをやはり考えながら、改善という意味で、市として考えてこれから先ほど部長のほうからも答弁ありましたけれども、第9期での介護保険事業計画の策定が来年度より行われるということですが、現在、介護のために、当然離職すれば無償、無収入となります。生涯収入も減額となります。年金や退職金にも多大な影響が出てくるわけです。牛久市の現状を踏まえれば、牛久市はベッドタウンで、しかも超高齢社会なのです。今後、牛久市の重い課題になっていくことが容易に想定されてまいります。今後の先ほど申しましたように、改善するためには、今後の取組の指針にもなるために、在宅介護の実態調査、牛久市独自のやはりアンケート等、詳細な項目にわたった内容で、何が問題であるのか、介護度が重くなっても何とか続けることができる環境になっているのかなどの項目をしつらえながら、やはり牛久市独自の調査が必要ではないでしょうか。その辺につきまして、お聞きいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 在宅介護実態調査の分析に際しましては、複数の調査項目を突合することで関連性を見いだすクロス集計を実施しています。問題はあるが何とか続けていけると回答した方の問題につきましては、今後も働きながら介護を続けていけそうかという質問の回答結果と、主な介護者の方が不安に感じる介護は何ですかという質問の回答結果をクロス集計し、就労継続見込み別、介護者が不安に感じる介護としてまとめています。その結果といたしましては、仕事を続けていくのは難しい、問題はあるが何とか続けていけると回答した方の不安は、認知症状への対応が最も多く、次が、外出の付添い、送迎となっております。

また、問題なく続けていると回答した方の不安も、外出の付添い、送迎、認知症状への対応が上位となっております。

市といたしましては、これらの結果から対応するサービスの必要性を認識しております。

調査項目の追加につきましては、市町村の裁量ではありますが、聞き取り調査を行う調査員と調査対象者の負担を鑑み、できるだけ短時間で必要最低限としたいと考えております。集計や考察においても、項目の追加は、経年的な比較等に支障となることもあり、慎重な検討が必要です。市といたしましては、現状では、項目の追加は行わず、継続してクロス集計により複数項目の組合せにおいて可能な限り把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 部長に再度お聞きいたしますけれども、市独自のアンケートと  
いうか聞き取り調査、その辺について、やるのかやらないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 先ほど答弁申し上げましたが、第9期計画の在宅介護実態調査は、今月中旬過ぎから実施する準備を進めておりますので、今回につきましては追加をするという考えはございません。ただ、経年的な比較等そういったことも鑑みまして、今後について慎重に対応していきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 本当にこれから団塊の世代を含めてそれ以後の人たち、牛久市の人口動態の状況を見ますと、かなりたくさんおります。やはりその問題点を洗い出しながら、どうしたら改善されていくのかというふうなことをしっかりやらないと、居宅介護ということでもあります。24時間人の目がある場合、夫婦2人であれば、どちらかが介護するという形になりますけれども、1人になってきたときに、子供が仕事をしている、その際、やはり仕事を持ちながらの介護というのは大変難しいと思います。昨日、判例が下りましたが、日立市の問題ですか、奥さんを介護が大変だということで刺し殺したというようなことも起きないとも限りませんので、そういうものについてもしっかりと具体的に対応策を考えていかないと、何がどこでどういうふうになるかというときに、人間というのは意外と感情的になりやすい面がありますので、この大変な介護をされる方たちに対して、やはりいろいろな支援が必要になっていくわけです。

先ほども申しましたように、離職をしないで介護をするということでもありますので、その辺

につきまして、国はいろいろ政策を行っております。介護離職をさせないための防止策や支援策として、去年ですか2021年度に、短時間勤務制度やそういうものを設けましたけれども、短時間勤務制度といいますのは、本当にフルタイムで働いている方たちに対しましては、なかなかやはりそれなりに仕事の内容、そして地位などがありますので、短時間の勤務時間を取るというのがなかなか難しいというようなことも、市民のほうから聞いております。介護離職防止策といたしまして、介護休暇と介護休業ではかなり法的な規定が違っていて、介護休暇におかれましては、会社の規定も本当に完全無給だったり、そしてまた、会社におきましては、給料の何割かが支払われるというような場合があるなどで、なかなかこの件に関しまして、市民が十分に介護制度も先ほど申しましたように取りづらいということと、知識が十分でないということでもあります。

この介護休業につきましては、介護休業給付金の制度の利用には大変諸条件をクリアする必要がありまして、誠に申請するには予備知識がなければ、なかなか会社へ申請ができないというようなことも漏れ聞いております。

現在、フルタイムで働き、居宅介護されている市民への支援策といたしまして、制度への情報の提供、それらによって、どうしたら自分が介護休業制度に見合ったような形で離職をしないで済むのかどうかというふうなことに繋がっていきますので、その支援策といたしまして、やはり先ほど申しましたように、情報の提供というところをどのように市としては考えているのか、その辺につきましてお考えをお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 介護休暇等の制度についてですが、その適用範囲や内容は、働き方や雇用形態、事業所によってまちまちであり、制度そのものもない事業所もあるのが現状です。

厚生労働省は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律において、労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために、改正を行いながら介護休暇や介護休業制度を推進しています。

市といたしましては、介護認定申請時や認定調査、ケアプラン作成時に介護のため仕事をどうしようかなどの相談があった場合に、まずは、雇用主への相談を進めながら相談先として県が設置している労働局、雇用環境均等室を案内するほか、今後は、周知する内容等について、他自治体の例を調査するなど検討し、広く市民に内容を周知してまいりたいと存じます。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 ただいま部長のほうから答弁いただきましたように、県のほう

に確かに介護制度そのものはありますけれども、市として、やはりいろんな面でどうしたら離職しないで済むのかというふうなことを、直接介護される人と接する人たちを分析しながら、やはりその辺をしっかりと市としても把握しながら、改善をしてくというような考えで今後行かれるのかどうかの確認を最後にしたいと思います。いかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 現状におきましても、様々な介護相談を受けている中で、必ず職との、仕事との両立というところは、もう日々聞いているところでございます。

ただ、こちらの対応といたしまして、なかなかそういった介護休業法についてだとか、そういった知識は非常に複雑でありますし、事業所ごとに違いますので、なかなか知識の習得ができないところでございますが、国のほうのリーフレットとかそういったものもございまして、そういったものを活用しながら周知していきたいというふうに考えております

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 85%の介護制度に対する知識はないというようなこともありますので、やはりそのような努力を市といたしましてしていただけるといふ今御答弁をいただきましたので、これで私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○杉森弘之 議長 以上で、16番黒木のぶ子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

午前10時53分休憩

---

午前11時05分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番山本伸子議員。

〔10番山本伸子議員登壇〕

○10番 山本伸子 議員 皆様こんにちは。山本伸子でございます。

今回、私は文化芸術に関して2問質問してまいりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

学校という場は言うまでもなく児童・生徒が学ぶ場ですが、また同時に市民の共有財産でもあります。その視点に立ち、まず1点目は、学校施設の開放事業が地域の誰もが文化活動やスポーツに利用できる場であってほしいという思いで質問してまいります。

では、初めに、市内小中学校及び義務教育学校の体育施設の開放事業についてです。

牛久市の規則では開放事業に関し、学校の体育施設を学校の教育に支障のない範囲で一般市民の利用に供することを趣旨としておりますが、平成17年に規則ができ、体育施設を開放することになった経緯と目的について伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 学校体育施設の一般開放は、スポーツ推進法の前身で昭和36年に制定されたスポーツ振興法第13条において、「学校の教育に支障のない限り当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」と規定され、その後、全国の市町村において学校体育施設開放事業が進んだものと思われまます。

牛久市におきましては、現在の規則の前身である規則が昭和52年に制定されまして、市内の各小中学校施設の開放を行ってきたところです。

なお、学校体育施設の開放は、市民が行うスポーツ活動を含めた社会体育の普及の場として、また、そのことを通じて市民の交流、健康増進に寄与することを目的としております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 牛久市でも平成17年以前の昭和52年、こちらには規則が制定されていたということでしたので、約45年前ですか、そこから市内小中学校の体育施設は開放を行ってきたという歴史があるということが分かりました。

御答弁にも体育施設の開放事業の目的、それに社会体育の普及の場という言葉がありましたが、昭和52年の規則制定時から現在では、社会体育を取り巻く環境も大きく変わりました。特に昨今では、少子化が進展する中、学校の運動部活動を持続可能なものとし、多様な生徒のニーズも踏まえ、地域のスポーツ団体などと連携し、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立ってスポーツ環境を推進することが言われております。いわゆる運動部活動の地域移行、これを来年度から段階的に行うことになりました。そういった視点に立てば、学校の体育施設の開放事業もその受皿としての施設にもなり、活動している団体を担い手として育てることも必要になってくると想定できると思います。その観点で、今の開放事業の現状と課題についてのお考えを伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 学校体育施設開放事業の現状についてですが、市内全ての小中学校及び義務教育学校で体育施設開放事業を実施しております。令和4年度は121のスポーツ団体等が利用しており、利用可能な日時はほぼ埋まっている状態で活動がされています。

そのような中で、現在の一番大きな課題といたしましては、学校体育施設開放事業を希望される団体が年々増加していることが挙げられます。施設数には限りがありますので、また、貸出しのできる時間帯も限られている中で、団体間で譲り合いながら活動している状況でもあり



ます。今後さらに希望される団体の増加が見込まれる状況の中、貸出しに当たっての一定のルールづくりが必要な時期に来ているかなとも認識しております。

御質問にありました、令和5年度からの運動部活動の段階的な地域移行により、学校体育施設開放事業もその受皿の一つであるとは考えます。先ほど述べた課題の調整があることも事実であります。

**○杉森弘之 議長** 山本伸子議員。

**○10番 山本伸子 議員** 次に、学校の体育施設を利用する上で、体育館や武道場などについては、施錠の管理、また、施設の破損などの安全管理体制は重要なこととなりますが、どのような体制が取られているのでしょうか。

**○杉森弘之 議長** 吉田茂男教育部長。

**○吉田茂男 教育部長** 体育館や武道場などの施錠の管理方法につきましては、現在2通りの運用がございます。各団体の代表者に鍵の複製を厳重に管理していただいた上で施錠管理を行う方法と、体育施設の出入口にキーボックスを設置しまして、暗証番号を代表者にお伝えして施錠管理を行う方法です。各施設の管理方法につきましては、各学校との協議の上、決定しております。

また、体育施設の破損などに備え、施設利用についてはスポーツ安全保険の加入を条件として、保険に加入いただいた上で施設の安全管理を行っております。

**○杉森弘之 議長** 山本伸子議員。

**○10番 山本伸子 議員** 分かりました。

では、次に体育施設以外、そちらの開放事業について伺ってまいります。

現在、体育施設以外では、ひたち野うしく小学校、中学校で行われている開放事業があるかと思っておりますので、まず、ひたち野うしく小学校の開放事業について、これを行うことになった経緯と目的、また、開放している施設はどこになるのかを確認の意味でお尋ねいたします。

**○杉森弘之 議長** 吉田茂男教育部長。

**○吉田茂男 教育部長** 平成22年4月に開校しましたひたち野うしく小学校は、その構想段階から、地域コミュニティの拠点として、また、市民の生涯学習活動の場としての機能充実が検討され、一部の特別教室につきましては、一般開放することを前提として設計がなされていきました。

具体的には、校内に不特定多数の一般市民が出入りすることを前提に、昇降口で受付を行うことができる窓口機能の設置や、開放エリア以外の立入りを監視するため、校内を4つのブロックに分けて、それぞれのエリアで独立した機械警備ができるようになっています。

また、音楽室は防音扉を備えるとともに、200名程度のコンサートを開催できる面積が確

保されておりまして、体育館のステージでは舞台照明やミキサー等の演出機器を設置し、舞台についても通常の学校体育館よりも奥行にゆとりを確保しています。

また、学校図書館も4教室分の広さを確保して、一般開放を見据えた造りとなっています。

そして、その設計思想を踏まえ、平成22年7月より、大会議室、音楽室、図工室、家庭科室及び学校図書室を開放しており、現在に至るまで多くの方々に御利用いただいております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 ひたち野うしく小学校では、いわゆる特別教室、そういう部屋が開放されているということでした。

御答弁の中にはありませんでしたが、たしか室内プールも以前は市民に開放されていましたが、現在は利用が停止されております。利用停止の理由の中には、中学校のプール授業での使用もあったように記憶しております。そうなりますと、コロナだけの理由ではなく、今後も一般市民の利用は中止となるのでしょうか。授業での使用であれば日中だけですの、土日祝日やナイター利用には影響はないとも思われます。一般開放が停止になったことで、利用料収入もなくなり、プールの維持管理費用への影響もあると思われませんが、その点も含めお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 令和4年度におけるひたち野うしく小学校プールの運営につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で学校水泳授業そのものの実施も中止となってしまいましたが、当初の考え方では、市内小中学校及び義務教育学校における学校水泳授業での使用を優先しまして一般開放を中止した経緯があります。

議員御指摘のとおり、授業での利用であれば、土曜日、日曜日、祝日の利用や、ナイター利用には影響はないものとも考えられますが、一般開放には監視員の配置や受付事務経費等の確保が必要なため、運営に関する必要経費と、それから利用料収入などを勘案した結果、多くの一般財源の持ち出しが想定されます。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 一般開放には監視員の配置、そして受付事務などの必要経費がかかって、一方で土日ナイターだけの利用料収入では経費がかかり過ぎるといのが、今の御答弁ですと一般開放中止の理由なののでしょうか。多くの一般財源の持ち出しとおっしゃいましたが、以前と比べどれほどの持ち出しになると想定され、現状では中止もやむを得ないとお考えなのか再度お尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 ひたち野うしく小学校プールの一般開放については、学校授業で使用

する以外の部分を開放する場合、以前ですと、ちょうど使用料収入の部分と、今申し上げた経費の部分がとんどのような予算決算が出ていると思われま。令和4年度の当初予算を編成する際にいろいろ検討した結果、こちらでの積算によりますと、まず、歳出の部分についてはそういう委託費で約5,100万円ほど、歳入としては通常の一般利用に係る負担金として約900万円ほどの収入しか見込まれないというような結果になりまして、差し引き4,100万円の一般財源の支出が必要になるのではないかとこのように考えました。

なお、そのような考え方の基本ですが、学校授業での使用を優先しますと、以前行っていたスクール事業や、それから月会費制の導入、そういったものはなかなか難しいので、そういったものを考慮して、そういった積算をしたという経緯がございます。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

もう一度確認したいんですけども、そうしますと教育委員会では、当初予算にこのプール開放事業、予算計上をしたけれども、限られた財源の中で予算化はされなかったということでもよろしいでしょうか。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 一旦教育委員会といたしましては、一般開放した場合のことも想定しまして歳入歳出予算を積算し、提出をさせていただきました。その後の庁内調整の中で最終的な結論を得たというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 承知いたしました。

それでは、先ほど伺ったいわゆる特別教室の開放についてですが、開放日は土日と祝日の午前9時から午後9時までとなっております、平日は行っておりません。しかし、自治体によっては、児童が下校後の平日の夕方開放し、広く市民の利用に学校を活用している、そういうところがあります。

一方、当市でも体育施設については、小中学校の体育館や武道館を平日の夕方から夜の10時まで開放事業を行っています。様々な市民活動の中で、特に大きな音が出る吹奏楽などは防音設備のある施設でしか練習ができず、設備が整った学校の音楽室などの利用をより広げていただきたいという声もお聞きするところです。

2021年1月に文化庁が公表した「地域での文化活動を推進するための学校施設開放の方針」についての中では、学校施設の開放事業の定義として、文化やスポーツに親しむことを目的に、地域で活動を行う団体に対して学校施設を開放することとしています。そして現在は、

「地域によっては学校施設開放の利用目的をスポーツ活動に限定しているが、文化活動においても利用が認められるよう文化及びスポーツ活動の双方に広く開放することが重要である」ともしています。その背景には、先ほどの運動部活動の地域移行と同じく、文化部活動も今後地域移行を検討することになっており、先月8月9日に文化庁の検討会議からも提言が出されたところです。そこでは、地域移行の受皿として地域の文化芸術団体や民間教室などが考えられ、それらの学校との連携も言われております。

そこでこの文化庁の提言を受け、ひたち野うしく小学校で行われている現在の開放事業を今後拡充していくお考えについてお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 ひたち野うしく小学校の特別教室は、土曜日、日曜日、祝日の午前9時から午後9時までを、ちょうど午前の部分と午後の部分、夜間の4時間ごとに区分しまして、あらかじめ登録いただいた各団体にそれぞれ御利用いただいております。

なお、平日につきましては、放課後に児童クラブを運営をしております、最長夜7時まで児童が校舎内に滞在していることから、安全面等を考慮し、現在のところは平日夜間の利用は不可とさせていただいているところです。

昨年1月、文化庁が策定した地域での文化活動を推進するための学校施設開放の方針では、まず1つとして、安全管理をしつつ地域に開放すること。2つ目として、学校教育での利用に支障がない開放の方策を検討すること。3つ目として、学校の教員の負担を減らすよう体制を整えることの3つの観点が示されておりますが、ひたち野うしく小学校の施設開放は、本方針が策定される以前から実施されているものの、本方針に沿った運用を行えているものと考えております。

しかしながら、施設開放により、学校の授業に支障を来してしまった事例もあることも事実です。最近の事例を申し上げますと、音楽室内の机の位置が土日の団体利用により移動されており、原状復帰がなされていなかったために、週明けの授業を円滑に開始できなかったことがございました。また、同じく音楽室内の床に、入り口から窓際まで何かを引きずったような原因不明のちょっとした傷ができていたことや、リフターを使わずにピアノを無理に移動させた跡が残っていたなど、学校からも注意喚起される事例が発生してございます。

先ほどの文化庁の指針にあるとおり、将来的には学校開放をさらに進展させるべきであると認識しておりますが、一方で、学校内施設の一般開放は、学校教育上支障のない限りにおいて利用させることができる旨のことが法律上規定されております。それらのことから、平日等の開放事業の拡充については、児童の安全確保や授業への影響等を勘案する必要があり、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 平日夜間は児童の安全面を考慮し、利用は不可としているとのことでした。しかしながら利用に当たっては、あらかじめ登録した団体のみになっておりますし、現在も利用者は各自発行されたカードを提示し、入室するのですから、不特定の人物が利用するわけではありません。特別教室の一般開放を広く平日も行っている川崎市、こちらに確認したところ、施設の鍵は利用団体に渡して利用してもらっているとのことでした。利用者と学校が顔の見える関係の中で行われており、利用者との間に信頼関係が築かれ、安全を確保しつつ開放事業ができています。そういったお話をされていました。

一方で、施設開放により学校教育上に支障を来すような事例があったということも、先ほど御報告いただきました。このようなことは学校のみならず、あらゆる公共施設においても、あってはならないことは言うまでもありません。その上で教育施設開放に関する規則にのっとり原状回復義務や損害賠償に沿った対応をしていくのが原則になるかと考えるところです。

ですので、その事例をもって開放事業を制限するのではなく、しっかりとしたルールづくりそして運営体制づくりの下で開放事業の拡充を検討していただきたいと考えます。

では、次に、ひたち野うしく中学校、こちらの開放事業について質問いたします。

ひたち野うしく中学校の建設事業の基本方針に、地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設整備がありました。その方針はどのような形として整備されたのでしょうか。

また、改めて現在の開放事業の目的と内容についても伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 ひたち野うしく中学校の建設では、「地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設整備」の基本方針にのっとり特別教室等を他のエリアと独立して活用できるような施設配置となっております。

具体的には、ちょうど1号線沿いの西側から入る西門から近い場所に特別教室棟を配置し、その特別教室棟には地域開放玄関を設け、日常の学校の教育活動での動線と学校開放を前提とした場合の動線を完全に分離しています。そして、その特別教室棟の地域開放玄関と直結する形で地域活動エリアを配置し、地域活動室とPTA室を整備しました。

また、地域活動エリアには、学校開放の際に最も多くの利用が想定される音楽室や家庭科室を隣接させるとともに、特別教室棟中央の廊下はギャラリーとして活用できる広さを確保してございます。そのほか、管理面では地域開放を段階的に進めるように、管理用可動間仕切りを設けるとともに、機械警備のエリア分けも行っております。平家建てですので、階段をなくしたバリアフリー化や多目的トイレの設置など、利用者が活動しやすい施設となっております。

なお、地域活動室の利用については、現在のところは中学校の通学区における生徒及び児童

の教育に資する地域活動を推進することを優先しまして、学校運営協議会やPTA、ひたち野うしく小学校地区社会福祉協議会など、ひたち野うしく中学校の学区内を活動拠点とする団体に、土曜日、日曜日、祝日の午前9時から午後5時まで、学校教育に支障ない範囲において御利用いただいております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 ひたち野うしく中学校の開放事業、現状では地域活動室とPTA室、こちらになっているということでした。2か所ある音楽室、そして家庭科室は、地域活動エリアですか、こちらに配置されており、地域開放を段階的に進めるよう施設としての管理面も整備されているという御答弁でした。それならばなおのこと、県内でもいち早くコミュニティ・スクールを展開し、地域と共にある学校づくりを進めてきた牛久市として、より開かれた学校づくりを目指していただきたいと考えているところです。

地域全体で子供の成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指す取組は、様々な住民や団体の幅広い参画で行われる活動でもあります。そして、そういった住民や団体が今後の部活動の地域移行に向けての人材として活躍していただくことになろうかとも考えます。そうした視点からのひたち野うしく中学校の開放事業の拡充についてお聞かせください。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 「学校を核とした地域づくり」、そして「地域とともにある学校づくり」ということが文科省で示されておりますが、そういうものを進めていくためには、地域の協力者を発掘するとともに、協力体制の裾野をさらに広げることが非常に重要と考えています。

また、議員の御質問にありましたとおり、今後文化部活動の地域移行を円滑に進めるためにも学校教育への地域住民のさらなる理解促進は必要不可欠と考えます。

そのように考えたとき、学校施設の開放は、学校という施設が児童生徒の学び、育みの場にとどまらず、地域社会全体の学びの場となり、まさに牛久市教育委員会を目指している「市民誰もが学び合う『学びの共同体』づくり」の一翼を担うものと思います。ひたち野うしく小学校の学校開放と同様、学校施設の開放は、学校教育に支障のない範囲での運用にならざるを得ませんが、先ほど御答弁しましたとおり、ひたち野うしく中学校は、地域利用に特化した学校づくりを基本方針として設計しております。これはまさに現在の学校のあるべき姿であると考えております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 最後の御答弁の中に、ひたち野うしく中学校は、地域利用に特化した学校づくりの設計になっており、現在の学校のあるべき姿であるというすごく大きいテーマのお言葉をいただきました。それでもなお現状は、地域活動室とPTA室のみの開放で、な

おかつ教育に資する活動団体のみとなっていることでは、本来の広く地域に開かれた開放事業の目的からはまだまだ程遠いと思わざるを得ないところです。

牛久市立学校管理規則には、校長は学校の施設、設備を社会教育その他公共のために利用させることができるとなっております。そして取りも直さず、ひたち野中学校の建設は、市長の公約の一丁目一番地でありました。約44億円に及ぶ総事業費でできた中学校では、ひたち野キャンパスとして連携した教育が行われていると承知しています。

また、今後その北側には宅地開発が予定され、約300世帯ですか、と言われる新しい住民が転入してくることでしょう。そのときに、ひたち野うしく小学校、中学校が地域社会全体の学びの場となり、まさしく学校がまちづくりの核となりましょう。施設の管理面ではもう十分その機能を満たしているのですから、あとはその運用をどうしていくのか、その取組によっては恐らく牛久市が茨城県初の特別教室開放事業となるのではないのでしょうか。

市長はこれからのひたち野地域の学校開放事業については、どのようにお考えでしょうか。お答えいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** 私は、就任してから一貫して学校は地域づくりの一環である、中心であるということを訴えました。おくの義務教育学校にしても廃校しないためにあのような形態を取るしかないということで、そのようなことをしたわけでございます。

ひたち野うしく中学校においても、新しい感覚のものでということで造りました。まさしく学校におかれましては、私はこれからの大きな地域コミュニティーの一環、例えば動線においても、完全に学校の子供たちが南のほうから出入りする、そしていろいろなPTA室とか、いろいろなあれは東側に配置しました。間仕切りもございます。そういうことで、どうなんでしょう、子供たちとそういう利用する方が接触しない、これもちょっと私は疑問に思うところがあるんですが、いろいろなところでやっぱり接触してもいいのかなと思いますが、ただ、いろいろな時間帯、そこでいろいろな警備もございますから、私はそれでもありなのかなということございます。

ただ、やはり先ほども山本議員も言っていましたように、いつもそういう開放する、これは、私も理想の姿と思います。私もPTAをしているときに、一度、学校に不審者が入り、そして大きな事件がございました。それから学校は門を閉め、そして閉じてしまったという時期がございました。やはりそういう警備に関しても私たちは非常に敏感にならざるを得ないということでございます。先生も、校長先生も少しそういうのがあるのかな、まだ、そして私たち職員にもまだそういうこともありますけれども、ただ、できるならば常に私は理想としては、常に学校で授業してあっても、地域の人とその学校に出入りしながら、活動しながら、そして子供

たちはその親を見ながら、また、保護者は生徒を見ながら、そういう地域の学校であつたらばすばらしいなど、私は理想形としてはそう思っています。そのようなコンセプトで造った私は中学校のつもりでございます。

そういうことで、中で、先ほどプールとかいろいろございました。非常に料金の乖離があるということで、私はね4,000万円あって、1,000万円も出ないということで、私は公共施設だから安くいいんだっていうものの考え方、これはちょっと今から考えなきゃいけない。やっぱりその利用をするに当たっては、どこら辺までは市民が負担をしてもいいのか。ですから、私たちも職員も、どの辺の料金の乖離が許されるのか、だったら料金を例えば100円だったら500円にするということも考えなきゃいけないということでございます。

あと、今いろいろな体育館でも、先ほどのように無料開放しています。今、本当に無料開放でやっていますけれども、ただ、私はやはり税の公平性を思うならば、電気料を使う場合には、それ分の、私は、電気料、その場所代とかそういうものじゃなくても、ただ経費は少しでもそれは市民、使う団体が払うべきだと私は思っていて、実は私の女房もバレーを近くの小学校でやっていますけど、その話をしたら、物すごいことで怒られました。そう言っても、なかなか納得できないのかなと思いましたが、ただ、やはり受益者の負担も多少はないことには、これから牛久のいろいろなサービスするのに支障を来す。どんどん財源がかかってしまう。そういうことを理解していただくと、いろいろな設備の開放、そして、やはりマナーも大事でございます。そういうことをやっていくことによって牛久の文化が、教育文化、スポーツ文化ももっともっと発展するのかなと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

市長の理想形の学校が、その運用方法ですね、安全面も含めて、その理想形の学校ができますことを私も願っております。

それでは、大きな質問の最後3番目ですね。ひたち野地区の生涯学習、そして文化活動の場の確保について伺ってまいります。

この秋、ひたち野リフレビルの2階に市役所の出張所がオープンすることになりました。総合窓口の機能などが整備される一方で、今まで2階のリフレプラザで行われていた演奏会、また講演会などのイベントでの利用はできなくなります。ひたち野地区には生涯学習センターはなく、イベント会場として唯一であったリフレプラザが活用できなくなることで、その代わりとなる場が求められるのではないのでしょうか。ひたち野地区の生涯学習、そして文化活動の場の確保について伺います。



○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 平成22年4月にオープンしましたリフレプラザは、休憩ロビーとイベントスペースを備え、市民の交流の場として御利用いただいております。これまでの利用実績を確認しましたところ、ダンスや楽器演奏、コーラスなどの練習場として、また、ミニコンサートやピアノ発表会、子供向けイベントの会場としての利用のほか、書道展示会なども開催されておりました。

今年度に開設が予定されております、(仮称)ひたち野リフレ市民プラザでは、このスペースが市役所の総合窓口的な機能を有する場としてリニューアルされます。ひたち野地区の利便性は大きく向上することとなりますが、その一方で、今までのようなイベント等の開催は難しくなります。

しかしながら、当市にはコンサートやイベントを開催していただける会場として、中央生涯学習センターの文化ホールや多目的ホール、また、エスカードホールやエスカードスタジオ等があり、イベントの内容や規模に応じた利用が可能となっておりますので、当面はこちらを御利用いただければと考えております。

一方、ひたち野リフレビルの用途の変更に伴いまして、ひたち野地区における生涯学習や文化活動の場の確保について、教育委員会として再検討が必要なのかもしれません。ひたち野うしく小学校やひたち野うしく中学校が学校教育の場であることからの一定の縛りはあるものの、学校開放を進めるに当たり先進的な考え方で整備されていることは事実であります。

教育委員会では、今後の生涯学習施設の推進に当たり、ソフト、ハードの両面において、多くの関係者の方々の理解を得ながら、より具体的な検討を進めていきたいと考えております。その議論の中で、ひたち野地区の生涯学習活動の拠点についても検討してまいりたいと思っております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 牛久市文化芸術振興審議会、こちらの提言の中に次のような一文があります。「文化活動施設の充実として今後施設利用者の増加に対応するためには、現在の施設をさらに効率的に活用していく方法も検討しなければならない。具体的には、施設の有効利用を図るための貸出し時間区分の変更、施設使用料の見直し、学校の余裕教室を利用した文化活動施設の拡充などが挙げられる」このような提言です。

また、イベント開催に関する提言には「イベント開催の会場としては、中央生涯学習センター文化ホール、エスカードホール、リフレプラザなどを活用する」となっています。この中のリフレプラザが使えなくなるから、当面、中央生涯学習センターやエスカードホールを活用してくださいというのは、ひたち野地区における文化活動の在り方としてはどうなのでしょう

か。

教育委員会がリフレに移転する目的には、15歳未満人口の約半数を占めるひたち野地域における教育関連の行政サービスを向上させることができました。それならばなおのこと、教育委員会所管の文化活動や生涯学習の場づくりをひたち野地域においてどうしていくのか早急な対応が求められましょう。新しい施設を造らなくとも、御答弁にもありました先進的な考え方で整備されている、今ある学校を活用することで、そういった場づくりもできるのではないのでしょうか。総合的かつ具体的な検討をお願いいたしまして次の質問に移ります。

続きまして、2番目は、文化公演事業について質問いたします。

文化公演事業のような多くの観客が入る催しについては、人数制限も撤廃され、感染対策を行いながら再開に向けて動き出している自治体も見受けられるようになりました。しかしながら、中央生涯学習センター文化ホールで、今まで行われていたコンサートや演劇、ミュージカルなど様々なイベントがいまだ行われていないことに、再開を望む市民の声がありますので、文化公演事業の現状について質問してまいります。

初めに、牛久市には文化芸術振興基本計画があり、それにのっとり様々な事業が進められておりますが、その中で文化公演事業の意義について伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 牛久市文化芸術条例の第4条において、市は文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する基本方針を定めることとなっており、文化公演事業のような「市民の文化芸術に接する機会の拡充に関すること」についてもその対象となっております。そして、平成28年5月に策定されました「牛久市文化芸術振興基本計画」では、それらの施策を「育てる・伝える・つなぐ・支える」の4つの柱の下で、その目標を明らかにすることとしています。また、「育てる」の大施策である「人を育てる」では、「次世代を担う人材を育成するためには、様々なジャンルの公演や展示会などの事業を実施することで、日常的に市民が文化芸術に触れることのできる場を設ける必要がある」とうたわれています。

子供から大人までの全ての世代において、音楽や演劇など様々な本物の芸術に日常的に触れる機会を提供していくことは、あらゆる世代の文化芸術活動への参加を促進し、お金や物では補えない心の潤いをもたらすことが期待されます。さらに、それらの活動により、将来、文化芸術のまち牛久を担っていく人材が育っていくことも期待されているところです。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 文化公演事業、こちらについてはこれまで実施主体はどこが行い、また、そこが主体として事業を行ってきた経緯と理由には何があるのかお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 市の文化公演事業は、以前は牛久市教育委員会が実施主体となって実施していましたが、平成18年から令和元年度までは、牛久市文化協会公演事業委員会が実施主体となり、市が財政的、人的支援を行うことで実施してきました。令和2年度以降は、牛久市文化協会公演事業委員会の解散に伴いまして、牛久市教育委員会が実施主体となって実施しております。牛久市文化協会公演事業委員会では、牛久市文化協会の役員の方や企画員のほかに牛久音楽家協会の会員や公募による一般市民にも構成員になっていただき、様々な分野に属する市民の方の御意見をいただきながら、広い視野で市民目線による公演の選定を行ってまいりました。その結果、多くの皆様に喜んでいただけるような文化公演を提供することができたと考えております。

しかしながら、この公演事業委員会は任意団体であったことから、組織体制が脆弱であったため、構成メンバーの固定化や高齢化などの問題から、委員側からの発議により、令和元年度末に解散となっております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 先ほどの基本計画の中では文化芸術振興を積極的に進め、市民の文化芸術に接する機会の拡充が言われております。そういった中での文化公演事業のこれまでの予算、こちらは毎年どれほどになっており、その内容はどのようなものがあったのかをお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 牛久市文化芸術振興基本計画策定後の6年間の公演事業について、実施した団体の予算ベースで申し上げますと、牛久市文化協会公演事業委員会が実施していた平成28年度は3,024万6,000円、平成29年度は3,160万8,000円、平成30年度は2,425万8,000円、令和元年度は1,950万8,000円となっております。このうち、平成28年、29年度につきましては、市から400万円の交付金が交付されており、平成30年度以降については、市からの交付金はありません。

牛久市教育委員会が実施主体となった令和2年度と3年度につきましては、有料公演の実施予定がなかったため、文化公演事業としての予算計上はしておりません。

公演の内容についてですが、牛久市文化協会公演事業委員会時代の平成28年度は、歌舞伎、演歌、演劇などの6公演、平成29年度は、能と狂言、落語、クラシックコンサートなど7公演、平成30年度は演歌、漫談など4公演、令和元年度は、ジャズライブ、落語、演歌など4公演を実施し、教育委員会が実施主体となった令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大と、緊急事態宣言等により、施設が長期で休館となっていた影響もあり、予定していた公演は全て延期、中止となりました。令和3年度は、引き続きコロナ禍ではありましたが、感染拡

大防止に配慮しながら、NHKのど自慢、茨城県警音楽隊ファミリーコンサートの2公演を実施しております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 基本計画には、平成28年度からおおむね10年間とありますので、前期5年間を終えて、この文化公演事業、これまでの成果と課題について伺います。

特に幼い頃から文化芸術に親しみ、触れる機会を持つことが、次世代を担う人材の育成にもなるとし、牛久市でも学校での芸術鑑賞などが行われていたと認識しております。

しかし、昨今は英語やプログラミングなど、学ぶ内容が増えたことで学校でのカリキュラムが詰まっており、時間的にも予算的にも演劇などの授業が後回しになっているとの報道もありました。しかし、子供たちが経済的な事情などに関係なく平等にみんなが芸術に触れる機会を提供することは、行政の役割であると考えます。

また、大人にとってもプロと言われる本物の芸術に触れることは、豊かな潤いのある心や生活をもたらす上でなくてはならないものです。子供から大人までが多様な文化芸術に触れる機会がこの前期5年間でどのようにつくられたのか。一方で、新たな課題としては何があったのかを伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 牛久市文化芸術振興基本計画が平成28年5月に策定されてから、令和3年度までの6年間で、のど自慢などの無料公演も含めると合計で23公演を開催することができました。特に公演事業委員会が主体となった時期には、文化協会所属の各団体構成員や企画員、公募による選考委員らの市民目線による活動により、クラシック交響楽団のコンサートや落語、歌舞伎などの古典的なものから、お笑い漫談や演劇、歌謡ショーやジャズまで、子供から大人まで幅広い年代層の市民の皆様に対して多岐にわたり日常的に、気楽に、文化芸術に触れることのできる機会を提供できたと考えております。

一方で、実施主体である公演事業委員会構成メンバーが発足当時からほとんど同一であったことから、また、メンバーの高齢化などにより、選定する内容の傾向がどうしても偏ったりマンネリ化してしまい、新しい斬新な企画を呼び込むような意見を出していける環境が育まれなかったのではないかといった反省もあります。

今後の課題についてですが、市民の皆様へのニーズに応えながら、市民自らが興味と愛着を持って企画し、参加もできる公演事業の実現のためには、公演事業委員会のような市民主体の仕組みを構築することが必要であると同時に、これまでの反省から、その組織運営において人材の固定化を招かないような柔軟性を確保することが重要と考えます。そして、これまで文化ホールやエスカードホールへ一度も足を運んだことのない若い年代層を見据えた、さらに幅広

いフィールドでの公演事業、演目の開拓ができればなと思っております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 文化公演事業の現状について様々伺ってまいりました。実施主体が平成18年からの約15年間は、牛久市文化協会公演事業委員会、ここが主体となってやってきたこと、しかし、団体の構成員の固定化、高齢化により解散し、その後は教育委員会が主体となり現在に至っていること。

また、事業に係る経費は予算ベースで2,000万円から3,000万円、そのうち市から400万円の交付金が交付され、令和2年度からは予算は計上されておらず、結果として入場料金が無料ですか、こちらの企画に限定して実施となったということかなと理解いたしました。

公演事業委員会が主体であった頃は、年に何回かの公演事業が企画され、人気のある催しではチケットの売出し初日にはチケットを買い求める人たちの長い列ができるほどで、市民が楽しみにしていることが伝わってまいりました。内容も幅広く、様々な文化芸術に都内まで足を運ばなくとも鑑賞できることは、子供連れや高齢者にはありがたいことでした。しかし、現状では、新たな実施主体の仕組みができておらず、そんな中で今後の公演事業をどうしていくのか、次に質問いたします。

令和3年度当初予算において、社会教育分野の公共サービスの実施機関として公益財団法人の設立に関する予算が計上されました。文化及び芸術の振興を目的とする事業がその中にあり、中央生涯学習センター文化ホールやエスカード生涯学習センターでの公演事業もあったと記憶しております。財団化は、多様化する市民ニーズに対応しつつ経費の削減などを図る必要性があり、公益性を確保しながら収益性を重視することがその背景にあったと、当時の御説明にもありました。その後、財団化についての検討はどうなったのでしょうか。事業の運営主体の課題とともに、今後の文化公演事業の方向性についてお聞かせください。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私が市長になってから文化の様々な公演事業を見てまいりました。そこで、私は非常に何というか疑問に思ったのが、残金が非常に多いということと、そしてどうなんでしょう、会員の方が多く入るように、また、市民が入りやすくするためにお計らいしたもの、例えば6,000円、8,000円するものが5,000円以下だったり、そういう売り方というのはどうなのかなと疑問に思いました。というのは、やはりそれだけの価値のあるアーティストに対してちょっとそれは失礼じゃないかなと僕勝手に思いまして、非常に公演委員会の事業の実行委員の方がいろいろな努力して、いろいろなすばらしいアーティストを呼んできた、非常に私はすばらしいことだと、ただ、そこにおいてそのような非常に料金のあれがあったということで、非常に安くて、それを全てまた補填をそういう補助金でやるというのは、ちょっ

と私は不審に思いまして、いろいろな話をしました。そして、収入でなるべくその経費を出すように、もともとそこの、何といたしますか、施設の料金ももらっていますので、その部分があればですから、そこでうまくできるはずじゃないかなということでお話して、今のような形態になったところでございます。

そういうことについて、そういうことで私は経験しまして、その中でこのような事業をどのようにしてこれからのこの牛久の文化、いろいろなものを継続するかということを考えてきました。そのようなところで、私は事業展開する中での継続性を考えた場合、先ほど私が言いましたように、柔軟性ある仕組みでの市民主体の事業運営が非常に有効であると思っていました。そのような中で公益財団の設立構想が、皆さんの御判断もございまして、今、ゼロベースでの検討でございます。

いずれにしても、文化芸術や舞台演出などの分野を専門的に、そして、専攻した人材が、市民との共同作業の中で、公共事業を提供していく仕組みの構築は必要だと考えております。

今後は、公益財団法人等の設立の検討に加え、民間の経営、能力、そして技術力を活用した運営手法なども調査しながら、さらに検討してまいります。

以上でございます。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 残金の話、それから適正な価格設定ですね、それは確かに大切なことであると私も考えております。受益者負担という言葉も先ほど出ましたけれども、その辺も適正に考えながら、たしか委員会もつくられていると伺っておりますので、それは文化芸術にかかわらず全ての使用料、受益者負担という原則に従って、今後検討していただければと思います。

最後、もう一度ちょっと市長のほうにお考えをお尋ねしたいと思います。

公演事業、実施主体であった団体が、解散後3年目を迎えようとしております。今後新しい市民との協働で公演事業を提供する仕組みづくりは今日、明日にはできるものではないでしょうか。それまで市民が多様な文化芸術に触れる機会はできないということになるのでしょうか。

令和2年度から予算が計上されていない現状では、入場料無料のような、先ほど来言われておりますのど自慢ですか、そして警察音楽隊ファミリーコンサート、こういったものもよいでしょう。しかしながら、やはり本物の芸術に触れることのできる機会、それを設けることは、文化芸術振興基本計画にもうたわれております。お金や物では補えない心の潤いをもたらす文化芸術、先行きが見通せない混沌とした社会状況だからこそ必要であり、大切なことではないでしょうか。芸術文化のまち牛久としてふさわしい文化公演事業とは何なのか。そしてそのための予算については、市長はどうお考えでしょうか。御答弁よろしくお願いいたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私たちが一番考えることは、その興行がまさしく市民に寄り添ったまさしく様々楽しんで、そこから多くのことを選んでいただき、子供もそして大人も、そういうふさわしい公演をこれからする場合にはどういう、どのような形態で、環境でつくったらいいかというのを一番私が念頭に置いていることございます。決して文化財団をつくったからできるっていうものでもなく、そして、私は文化財団ばかりじゃなくていろいろな、そういう市とそれからそういう財団と、またそうしていろいろな事業者といろいろなことをコラボしながら、何が一番、市民に対して喜ぶ興行、そういうことができるかということが、私は一番の何というのですか、目的でございました。

確かに文化というのは非常に歴史文化も牛久にはシャトーもございます。いろいろな文化の財産もあります。その財産をいかにして、資源とも言えますけれども文化資源をどのように利用しながら、そしてこのお金も、私はある程度のお金が必要だっていうか、私はかけてもいいと思っています。そしてなおかつそういうものも必要であるというようなことを考えて、私は職員にも言っています。ここは必要なんだよ、ここ1,000万円、2,000万円かけても、これは牛久の市民に資するものであれば、私はいつでもそういうものを支出していく、そういうものはあると思います。ですから、文化には投資した分の利益ばかりじゃなくて、それをいかに市民が、いろいろなことで、大きな皆さんに財産ができたと思えば、それはお金の有効な使い方だと私はやぶさかではございません。

ですから、そういう考えでもってこれからの文化、これを私は文化ばかりではなく、スポーツ文化もあります。様々なそういう分野に対して、これからいろいろな取組方、牛久の魅力を出すには私は、スポーツ、文化でもあるし、歴史的文化でもあります。ほかにもいろいろございます。そういうものをもっともっと何と申しますか外に出して、そして多くの方に共鳴いただいてそして、これがまさしく牛久に住みやすい非常に豊かな牛久だっていう、いわゆる基をまさしくつくるのが、これからの私は何と申しますか、大きな牛久のまちづくりの根幹だと私は思っています。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○10番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

文化、技術、それは本当に人への投資であります。形には見えませんが、道路が1本、2本できるというような形には見えないけれども、人の中に積み重なっていく、そういうものであると思いますので、よろしく願い申し上げます。

文化芸術振興基本計画の4つの柱の一つとして、人を育てるということが先ほどもお話の中にありました。しかしながら現状では文化芸術のまち牛久を担っていく人材を育てるまでには

まだ道半ばなのかなあという感じも私は受けました。

今後、市民主体の仕組みづくりを、丁寧にかつ着実に進めていただきますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○杉森弘之 議長** 以上で、10番山本伸子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時20分といたします。

午後0時10分休憩

---

午後1時20分開議

**○杉森弘之 議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番鈴木勝利議員。

〔1番鈴木勝利議員登壇〕

**○1番 鈴木勝利 議員** こんにちは。公明党の鈴木でございます。通告順に従って質問を述べさせていただきます。

まず最初に、市役所裏門から本庁舎までの歩道の設置及び駐車場の整備についてであります。

市役所裏門、郵便局側の出入口については、自動車、バイク、自転車そして歩行者が自由に出入りすることができるようになっております。私は、ふだんは裏門を利用しておりますが、ほとんど自動車を運転しております。同一の門を車も歩行者も利用できるということは珍しいことではありませんが、一たび歩行者の立場に立つと周囲の環境が違って見えてきます。歩行者が裏門から入って、本庁舎の建物内に入るまで、特に歩くところが決まっているわけではありません。なるべく端に寄って歩いていても途中で駐車場があつて、車が止まっているため、それを避けて歩いていかなければなりません。その間、走る車とすれ違ったり、駐車場から車が動き出したりすることがあります。もし、歩行者が高齢者や障害のある方であれば、危険が伴う歩行環境にあると言っても過言ではありません。

そこで、裏門から本庁舎まで、歩行者と車を分けるために、歩道、ここでいう遊歩道は道路交通法上のそれではなく、歩行者のための通路と考えていいと思うんですが、この歩道を設置してはどうかと考えます。

あわせて、目の不自由な方のために当該歩道に点字ブロックを設置してはどうかと考えます。御見解を伺います。

**○杉森弘之 議長** 本多 聡総務部次長。

**○本多 聡 総務部次長兼人事課長** 正門から来庁される方々の敷地内通行につきましては、車両の通行方向を示す矢印の標示、止まれの標示、歩行者横断箇所の標示、ブロック区分され



た歩行者道路の設置など、来庁者に分かりやすい標示に努め、それらに従い通行していただいておりますが、一方、裏門からの通行につきましては、歩行者と車両の明確な分離がなされておらず、御指摘のとおり、通行の際は注意を要する箇所となっております。

裏門から分庁舎、本庁舎までの歩行者動線と、裏門の左右にある駐車場動線との重複や交差を安全にかつ明確に区分する方策並びに歩行者動線の標示方策について、御提案の白線標示も含め、検討してまいります。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 どうぞよろしく願いいたします。

こうした歩道を設置する上でも、裏門から近い駐車場の在り方も考えざるを得ないと思います。あわせて、市役所の駐車場は、全体として土地の高低差のある敷地内にあちらこちら入り乱れて設置してあるように思います。駐車スペースを確保するために工夫をされてきた結果かもしれませんが、場所によっては非常に狭く、走る車との接触のおそれや駐車しにくい点を考えると、駐車場全体を再整備してはどうかと考えます。御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 庁舎敷地内は正門から裏門へ抜けて通行する場合、下り坂であるためスピードが出やすい状況にあります。敷地内道路には、路面標示などで来庁者の皆様が安全安心に通行できるよう配慮しておりますが、さきの質問でも述べましたとおり、裏門からの通行者の方々にとって注意を要する箇所でございます。

また、敷地内西側に駐車する際には、この傾斜が原因で車のドアの開閉時に注意を要する場所が一部ございます。土地の形状については、抜本的対策を取ることが困難ですが、駐車場の配置、通行者の安全対策については、今後検討してまいります。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ぜひ市民の皆様に安心して利用できる市役所敷地内の整備を御検討くださいますよう、お願い申し上げます。

次の質問に移ります。補聴器購入の助成についてであります。

障害の程度に至らなくても年齢を重ねるに従って耳が遠くなることは珍しいことではありません。よほど聞こえづらくなれば補聴器をつけざるを得ない場合もあるでしょう。しかし、補聴器も決して安価ではありません。最近の研究結果によると、中年期に難聴があると、高齢期に認知症のリスクがおおよそ2倍上昇するというデータが発表されております。また、補聴器を適切に用いることで認知症のリスクが軽減するという報告もあります。

そこでまず、難聴と認知症の関係について、本市ではどのように捉えているのか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 厚生労働省が2015年に公表した認知症施策推進総合戦略、いわゆる「新オレンジプラン」における発症予防の推進の中で、「加齢、遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、難聴等が認知症の危険因子」と記載されております。また、認知症発症予防については、「住民主体の運営によるサロンや体操教室の開催など、地域の実情に応じた取組を推進していくこと」となっております。

難聴があると会話がうまくつながらず、他人とのコミュニケーションが取りにくいことから、閉じ籠もりがちになり、社会交流が失われがちになることから、もともとの危険因子に難聴が加わると、認知症へつながっていくことは容易に想像ができるものです。

新オレンジプランに対応した様々な認知症研究によると、高齢者では、難聴があると認知機能の低下の合併が1.6倍多いことが報告されています。一方で、聞こえの仕組みは複雑で、難聴の原因は多岐にわたり、悪化の原因が、糖尿病や高血圧などによる動脈硬化、喫煙、飲酒、騒音など認知症の危険因子と同様のものがあり、補聴器の使用による予防効果については未解明であるという報告もあります。

日頃の高齢者への対応と、これらの知見を踏まえますと、難聴と認知症には関わりがあるものと認識しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 本市では、聴覚障害のある方及び身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度中等度難聴児に対して補聴器購入の助成をしております。これをさらに拡充して、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以上の方に対しても補聴器購入の助成を図ってはどうかと考えます。東京都の多くの区や千葉県浦安市、船橋市、埼玉県朝霞市、栃木県宇都宮市、茨城県でも古賀市などでは、身体障害者手帳を所持していない65歳以上ないし70歳以上の方で決められた聴力レベルの範囲内で、医師の証明を条件に補聴器購入の助成をしております。さらに、新潟県妙高市や燕市では、同様な条件を満たしていれば、高齢の方に限らず18歳以上の方に補聴器購入の助成をしております。

本市での補聴器購入の助成拡充についての見解を伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 介護予防も含めた加齢性難聴や若年層の軽度中等度の難聴を対象とした助成については、認知症との関連性や生活の質の向上等を含め検討すべき課題であると認識しています。

難聴の原因は様々にあり、改善効果のある補聴器の購入については、正しい医学的な診断や補聴器の使用法の指導などが必要であるため、拡充に当たっては、補聴器の必要性の確認方

法や効果、対象とする補聴器の種類、補助額や補助率、補助回数をどのようにするかなどにつきまして、公平性に基づき事業としての優先順位も含めて慎重に検討する必要があると考えております。

国は、補聴器の購入について、一定の条件を満たせば医療費控除の対象とし、難聴に対する研究に補助を出すなど、難聴と補聴器購入補助について検討を継続しています。今後、国や県の動向も見極めていく必要がありますので、引き続き情報収集しながら検討を進めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 そうですね、現実には財政的な問題もあって、すぐに実現というのは難しいかもしれませんが、こうした補聴器を必要としている方が現実いらっしゃいますので、その辺もよく御検討されて、前向きに取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

では、次の質問に移ります。コロナ後遺症についてでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の波が3年目の夏を迎え、オミクロン株BA.5の広がりによる第7波となってこの夏、猛威を振るいました。本市でも1日の感染者数が150人を超える日が何度もあり、これまでにない記録的な感染状況が続いてきました。ピーク時は過ぎたとはいえ、いまだ先行きの見えない中で不安に駆られている市民の方々は少なくありません。そうした不安解消のためにも、行政としては引き続き着実なワクチン接種の推進と十分な感染予防の呼びかけに努めていただくようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染という問題の一方で、感染症罹患後の症状、いわゆるコロナ後遺症という問題が以前から指摘されておりました。WHOの定義によれば、「コロナ後遺症とは、新型コロナウイルスに罹患した人に見られ、少なくとも2か月以上持続し、他の疾患による症状として説明がつかないもの」で、通常は発症から3か月たった時点にも見られるということです。そして、その症状は様々で、倦怠感や頭痛、息切れ、動悸、味覚、嗅覚の障害、脱毛、物忘れ、関節痛や下痢等々です。こうした症状が続くことによって、生活や仕事に影響を受ける方々も少なくありません。

そこで、本市でのコロナ後遺症の事例と把握している現状があれば、伺います。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 WHO世界保健機構は、コロナ後遺症を「新型コロナウイルス感染症後の症状として、新型コロナウイルス感染症に罹患した人に見られ、少なくとも2か月以上持続し、また、他の疾患による症状として説明がつかないもの」と定義しております。厚生労働省では、これを「罹患後症状」として、「感染症は消失したにも

かわらず、ほかに明らかな原因がなく、急性期から持続する症状や、あるいは経過の途中から新たに、または再び生じてくる症状全般をいう」と定義し、診療の手引を作成しております。

罹患後症状、いわゆる後遺症がある方の数や症状等につきましては、感染者と同様に市町村では把握の仕組みがありませんが、都道府県や医療機関等でアンケート調査を実施し、結果を公表しております。

茨城県は、デルタ株感染者で、令和3年11月10日時点において療養期間を終えた者9、234名に罹患後症状についてのアンケートを実施し、同年12月に結果を公表いたしました。それによりますと、療養期間終了後に罹患後症状があった者は感染者の65%で、女性71%、男性59%であり、30代から50代の女性では約8割に見られております。

最も多い症状は倦怠感で51%、せき48%、嗅覚障害45%、味覚異常41%の順となっています。2か月以上継続する割合が特に高い症状は、脱毛、記憶障害、嗅覚障害という結果になっています。

また、ワクチン接種者は非接種者よりも全ての症状が現れにくく、脱毛、嗅覚障害、睡眠障害の継続期間が短いとの結果も出ております。

新型コロナウイルス感染症は、感染後に多くの方が様々な症状に苦しんでいる現状がアンケート結果から読み取れますので、相談や保健指導において活用し、引き続き、感染を予防する生活様式、感染予防対策の徹底に取り組んでまいります。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 コロナ後遺症を訴えた方に対して、本市としてはどのような対応をなされているのかをお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状、いわゆる後遺症への対応として、茨城県では、罹患後症状外来実施医療機関を整備しており、かかりつけ医や新型コロナウイルス感染症の診断をした医療機関からの紹介により、より専門的な診療を実施できる体制を整えております。茨城県では、新型コロナウイルス感染症に関する罹患後症状を呈する患者への診療対応や、労働者のための解雇、休業失業補償や、心の不調等に関する相談窓口についても、ホームページにて紹介しています。

しかし、先ほど答弁した県実施のアンケート結果によりますと、罹患後症状があった者のうち医療機関を受診した方は24%で、受診しない理由として、どの病院を受診したらよいか分からないとの回答が25%ありました。アンケート実施当時の令和3年11月と比較して罹患後症状に関する知見や診療体制は整えられてきてはおりますが、第7波の感染者数増加に伴い、後遺症で悩む方も増えると思われるので、情報提供や相談対応につきましては、今後さ

らに重要になると考えております。

市では、茨城県の情報を牛久市のホームページからリンクできるようにし、また、市民から罹患後症状の相談があった場合には、訴えを十分にお聞きし、相談内容に合った茨城県の支援体制を御案内しております。市への罹患後症状に関する相談は、治療等医療に関すること、不安やストレスなど心の不調に関する事など、数件ありました。

国は、オミクロン株による後遺症について調査を行うこととしておりますので、最新の情報を注視しながら、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様の一日も早い症状の回復と社会復帰が可能となるよう適切な情報提供を行い、今後も相談があった際には丁寧な対応を心がけてまいります。

**○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。**

**○1番 鈴木勝利 議員** 今、答弁にありましたとおり、どの病院を受診したらいいかわからないという方がかなりの数いらっしゃるということでした。情報提供とこうしたコロナ後遺症で苦しんでいる方々に寄り添った対応を引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す取組についてでございます。

御承知のとおり今年の夏は記録的な連日の猛暑、酷暑で終始した夏でした。この異常とも言える暑さ、異常気象も地球温暖化によるものだと言われております。政府は2020年10月、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにすることを表明いたしました。本市は2008年バイオスタウン構想を策定し、地域から排出されるバイオマスの利活用により、二酸化炭素の排出削減に取り組んでまいりました。

また、2020年7月にはゼロカーボンシティを表明し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことに挑戦しております。

そこでまず、二酸化炭素排出量削減のために、本市としてこれまでにどのような取組がなされてきたのか。また、今後、どのような取組を予定しているのか、お伺いします。

**○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。**

**○山岡 孝 環境経済部長** 議員御指摘のとおり、地球温暖化の問題は、喫緊の課題として世界的に取り組む必要のある大きな問題です。日本でも、明治時代以降、平均気温が上がり続けており、100年で1.26度の割合で上がっています。これは人間の活動に伴って大量に排出された二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが主な原因となっていると言われております。

市では、2008年に県内では初となるバイオスタウン構想を公表しました。この構想を基に進めた耕作放棄地の解消とBDF（バイオディーゼル燃料）の製造事業が評価され、2013年には、ほかの7地域と共に国内初のバイオマス産業都市に認定されております。

このように温室効果ガスの削減については先進的に事業を行ってまいりましたが、2015年のパリ協定で、地球温暖化による被害を食い止めるためには2050年に二酸化炭素の排出量と吸収量が均衡する、いわゆるカーボンニュートラルを実現することが求められることになりました。

このため牛久市では2020年、市内で排出される二酸化炭素を2050年には実質的にゼロにする、「ゼロカーボンシティ宣言」を行ったところです。

市では、この間、BDFに加えて、間伐材や建築端材等を使った木質ペレットの製造を手がけ、それぞれ公用車の燃料や福祉センターの発電、公共施設、小中学校での暖房に活用しているほか、本庁舎や中央図書館では冷暖房用のボイラーにも利用して、二酸化炭素の排出削減に努めてまいりました。現在、新たな利用拡大に努めており、廃食用油の調達先についても近隣市町村の協力を得ながら拡大していくこととしております。

またこれらに先立ち、2001年度から5年ごとにエコオフィス行動計画を定めて、市役所の事務事業に係るエネルギーの削減とごみ減量への取組を進めてまいりました。

昨年度改定した第4期牛久市環境基本計画では、これらの取組を反映し、併せて地球温暖化対策実行計画を策定しました。

地球温暖化対策実行計画では、2030年度までに、市内の二酸化炭素の排出量を2013年度に比べて33.3%を減少させることを目標としております。そのため、産業部門や家庭部門など6つの部門ごとに、市民と事業者の取組と、それらに対する市の支援策を挙げております。

さらに、うしくエコオフィス行動計画では、これまでは基準年度を上回らないことを目標に取り組んでまいりましたが、今年度から始めた第5期では、初めて計画最終年度の2026年度に基準年度から18.7%削減することを目標とするなど、市の事務事業におきましても二酸化炭素の排出削減にこれまで以上に取り組んでまいります。

二酸化炭素の排出量を削減することは、よりよい自然環境を次世代に残すためにもなくてはならない取組であり、目標達成のためには多くの経費がかかるものと考えております。

二酸化炭素の排出削減は、市民や事業者の理解と実行がないと実現できないことから、これまで以上にPRに努めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 今後のこの取組に対する目標を明確に教えてくださいました。これまでの取組の成果、結果、どのような成果が表れたかお示しいただければと思います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 これまでの市の取組における二酸化炭素の排出削減に関する実績でございますが、第4期エコオフィス行動計画では、平成28年度から令和2年度を計画期間とし、昨年度まで1年間延長して6年間取り組みました。1年間延長したのは、地球温暖化対策実行計画の策定年度とそろえるためでございます。

エコオフィス行動計画では、計画の前年度の実績に比べて増減を見ております。第4期エコオフィス行動計画は、平成27年度との比較になりますが、目標年度の令和2年度で9%、計画最終年度の令和3年度には10.6%の削減となりました。

また、市全体の二酸化炭素排出量につきましても、環境省の自治体排出量カルテによりますと、平成26年度の67万2,000トンに比べて、令和元年度は61万5,000トンと8.5%削減されております。一方で、さらなる二酸化炭素排出量の削減に向けて、エコオフィス行動計画の中では、さらなる節電とごみの減量化に取り組んでいくこととしており、例えば照明のLED化や紙ごみの減量、学校給食の排気量の削減、プラスチックごみの分別などについて取り組んでいくことを想定しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 よく理解できました。

環境省は、脱炭素型のライフスタイルへの転換を進めるため、環境に配慮した製品やサービスを選んだ人にポイントを発行するグリーンライフポイント推進事業を令和3年度補正予算で実施しております。カーボンニュートラルを実現するためには、家計の意識転換が欠かせません。そこで、ポイント還元を通じて消費者のエコな行動が見える化することによって、国民の行動変容につなげていくのが本事業の狙いです。グリーンライフポイントは、環境配慮製品やサービスの選択など消費者の行動に対し企業などが発行する環境配慮ポイントの総称で、グリーンライフポイントという独自のポイントが用意されているわけではありません。利用した店舗、それぞれが実施しているポイント制度にグリーンライフポイントが上乘せされるようになります。対象となる行動は、食、住まい、衣類、循環、移動の5つの分野が示されております。

例えば、食では、地産地消の食材利用や販売期間間際の食品購入、食べ残しの持ち帰り、住まいでは、高性能省エネ機器への買換え、再エネルギーを活用した電気への切替え、衣類では、持続可能なファッションの選択、循環では、プラスチック製使い捨てスプーンの受け取り辞退、移動では、カーシェア、シェアサイクルの利用などです。

また、本事業に対しては企業だけではなく自治体でも取組が進められております。福岡県北九州市では、小型電子機器の回収や宅配便の初回受け取りに対してポイントを付与したり、大

阪府堺市では、環境行動変容のアプリの導入を通じてマイボトルの利用や省エネ家電の購入、買換えなどでポイントを還元したり、一定ポイントをためることでプレゼントが当たる抽せんを検討しているということです。

そこで、本市でも本事業に参加し、市民の協力を得てカーボンニュートラル達成に努めてはどうかと考えます。ただいま、第3次公募が行われており、年内まで受け付けているということです。本市の御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 グリーンライフポイント推進事業とは、昨年度末より新たに始まった環境省による補助事業です。消費者が環境に配慮した製品やサービスを選択する行動に対して企業や地域等がポイントを発行するという仕組みを支援することで、消費者の環境配慮行動を促進するのが目的です。

これまでに2次にわたって募集が行われて、32の企業や地域が採択されており、現在、第3次募集が行われております。

これまでに採択された企業などでは、御質問にもありましたが、店頭での買物の際に、プラスチック製のスプーンなどを受け取らなければポイントをつける、消費期限間際の商品の購入に対してポイントをつけるといった取組が予定されていると公表されております。

また、こちらの御質問にありました北九州市や堺市のように地域で取り組む事例もあるということ承知しております。

議員、お尋ねの牛久市での独自のグリーンライフポイント推進事業の導入についてですが、導入を予定している企業、地域等のほとんどが、既存のポイント事業への上乗せを予定しており、ポイント事業の制度設計から行わないといけないことから、早期の立候補は難しいのが現状です。また、たまったポイントの活用について、別途事業化を行う必要もございます。

いずれにしましても、ゼロカーボンシティ宣言を実効性あるものにするために、グリーンライフポイント事業を含め市民や事業者の取組を後押しする支援策について、広く情報収集と検討を行ってまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 本事業、こうした事業はほかにもたくさんありますが、こうした本事業を機会に、本市独自のポイント制度を創設していく、そうしたお考えはないのか、再度お伺いいたします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 先ほども御答弁したとおり、ポイントも含めてどういったことが、



こういった環境を配慮、環境について市民や事業者の取組を後押しできるか、そういったことも含めて検討してまいりたいと思います。ポイント、先ほどちょっとお話ししたように、既存のポイント、これに上乘せというような事業がほとんどでありまして、その辺の活用方法等も含めまして、ちょっと今すぐというわけにはいかないんですが、事業について内容をちょっと検討はしていきたいと考えております。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 鈴木勝利議員。

**○1番 鈴木勝利 議員** ゼロカーボンシティの実現のためには、行政だけの努力では達成は困難だと思います。何よりも市民の皆様の御協力、そしてまた市民の皆様の行動変容が必要だと思いますので、ぜひともこうしたポイント制度も活用しながら進めていただくようによろしくお願い申し上げます。

それでは、最後の質問になります。学校体育館の高温時における使用と対策についてでございます。

先ほどの質問でも述べましたとおり、今年の記録的な暑さは6月下旬の梅雨明け発表、この梅雨明け発表は先日の気象庁の発表では7月下旬に修正されたところでございますが、この6月下旬から始まっておりまして。また、振り返ってみれば今年3月には、既に25度以上の夏日を記録した地域もございます。年々こうした異常とも言える暑さが、さらにより厳しくなっていると感じられます。

さて、こうした異常な暑さの中、子供たちはどのように学校生活を送っているのかが大変に気になります。幸いにも、本市の小中学校では教室へ空調設備、エアコンが完全に導入されているおかげで、それほど大きな影響はないと考えることができます。しかし、教室外での活動はどうでしょうか。高温時での活動が熱中症を引き起こすおそれは十分にあります。

そこでまず、高温時における校庭運動場での体育の授業をはじめ、野外観察や運動競技会の練習、部活動、外遊びなど、どのような基準で、どのように実施されているのか、お伺いします。

**○杉森弘之 議長** 染谷郁夫教育長。

**○染谷郁夫 教育長** 市内の各学校はWBGT温度計を設置しており、毎日、暑さ指数を計測しながら、体育の実技や休み時間の外遊びの実施を検討しています。多くの学校では、暑さ指数が28度から31度のときには厳重注意、31度以上のときには運動中止としています。

例えば、牛久小学校では、その日の気温や湿度、暑さ指数を記入し、今の牛久小の熱中症の注意レベルはどのぐらいなのかを校内に分かりやすく掲示することで、教師と児童の情報の共有を図っています。

部活動においても、夏休み中は早朝に練習を行うなど暑さ対策を行っています。例えば、多くの学校では、7時台から練習を始めて10時には終わらせています。また、その際にも、WBGTが31度以上のときには中止にしています。

体育実技や部活動は、暑さのために校庭で活動できないときは、体育館の暑さ指数を計測し、必要に応じて体育館で実施することもあります。

授業時数の確保については、小学校では体育をほかの教科に変更したり、高学年は保健の事業を実施したりしています。また、中学校は教科担任制のため、保健や体育理論の授業に変更して実施しています。中には年間指導計画を見直し、夏の時期に保健や体育理論の授業を集中させている学校もあります。どの学校も、授業の入替え等の工夫をすることで、授業時数の確保に努めています。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、同じく高温時における体育館での活動の在り方についてお伺いします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 体育館でも同じようにWBGT温度計で毎日暑さ指数を計測しながら体育の実技や部活動の実施を検討しています。

部活動に関しましては、暑さのため校庭の部活動を中止にしているときでも、体育館の暑さ指数が31度以下の場合は部活動を実施している学校もあります。その際には、大型の扇風機を稼働させたり、熱中症予防に努めながら活動しています。

また、製氷機で氷を作り、ビニール袋に氷を詰めたものを準備しておくことで、熱中症になった子供をすぐ冷やせるようにしている学校もあります。

以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 本市では幸いなことにこの夏、熱中症等で大きな事故とかなかった。その辺は学校の関係者の皆様の本当に御尽力によるのではないかなと非常に感謝しております。こうした大型扇風機、氷の準備等もして、子供たちの安全に留意されながら活動を進めていらっしゃることに非常に感謝しておりますが、高温であれば、体育館でもなかなか活動ができない。屋外で活動できなければ、せめて体育館で活動できるように空調設備を整えることはできないでしょうか。既に令和元年第1回の一般質問等で、学校体育館への空調設備の設置を訴えてまいりました。児童生徒の活動のみならず、災害時の避難所に指定されている学校体育館は、そこに人がとどまれる環境を用意しなければなりません。しかしながら、このような異常な暑さの状況下に置かれては、空調設備のない体育館では、ドアや窓を開け放したとしてもサウナ

の中にあるような状況です。そのようなところで運動などの活動をするには言うまでもなく、ただじっとしているだけでも耐えることはできません。

一方で体育館への空調設備の設置に多大な費用がかかることも十分承知しております。設置コストやランニングコスト、さらに空調設備設置のため、また、断熱性を確保するために、体育館そのものの改修等が必要になります。またそして、今は何よりも既に教室等に設置されている空調設備の老朽化に伴う不具合を改善するために、それらの更新を順次進めることを優先すべきであるということも理解しております。

ところで、先日した一般質問の際、体育館を避難所として使用する場合、スポットクーラーの活用云々という答弁をいただいております。

そこでお伺いします。エアーハンドリングユニットや汎用パッケージエアコンのように、その設置のために体育館そのものを改修しなければならないといったものではなく、しかも、夏場だけに限定した可動式のスポットクーラーを各学校に導入整備してはどうかと考えます。これをしっかり各学校に整備することによって、災害時における避難所としての使用のみならず、ふだんの学校生活でも活用、使用できると考えますが、御見解を伺います。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** 現在、牛久市の小中学校・義務教育学校の空調設備ございますが、整備後の15年以上経過したため、多数の不具合が発生しておりまして、国の補助金を活用しながら更新工事を行っております。

先ほどのスポットクーラーでの暫定的な整備をとのことでございますが、高出力タイプの機器を選択する必要があり、受変電設備の改造や体育館までの動力配線工事、分電盤の設置など、工事が必要となります。

費用面では、夏季限定といたしまして4か月で全校へのレンタル料を考えた場合、本体、代替設備など1シーズンで約6,000万円程度の費用がかかるという試算をされております。

文部科学省の空調設備設置状況調査の中では、令和2年9月1日現在、体育館の空調設備設置率は、スポットクーラーを含めて全国で5.3%、茨城県では0.8%、設置数の約63%は東京都が占めている状況にあります。

これらを総合的に勘案いたしまして、現時点では校舎の普通教室の管理諸室の空調設備工事を優先しながら実施しております。その後、特別教室も控えていることから、学校施設長寿命化計画において体育館空調設備については盛り込めてはならず、現在のところ優先順位は低くなっているものでございます。

**○杉森弘之 議長** 鈴木勝利議員。

**○1番 鈴木勝利 議員** ただいま御答弁いただきましたように、全国的にもまだいまだ体育

館への空調設備の設置率が低い、県内では0.8%という数字だということで、この辺は非常に財政面も含めて非常になかなか難しいということは、私もよく理解をしております。優先順位が低いということも非常に理解をしております。ただ、これから将来のことを考えると、安心安全なこうした避難所の確保はもとより、子供たちがいつでも思い切り活動できるように、そうした場を提供してあげられるのが私たち大人の責務だと考えております。財政面のこうした難題を含め、引き続き、私自身も何とか体育館へのこうした空調設備が設置ができるように知恵を絞って考えてまいりたいと思いますので、執行部の皆様もどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○**杉森弘之 議長** 以上で、1番鈴木勝利議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時25分といたします。

午後2時13分休憩

---

午後2時25分開議

○**杉森弘之 議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に6番池辺己実夫議員。

〔6番池辺己実夫議員登壇〕

○**6番 池辺己実夫 議員** 皆様、改めましてこんにちは。新政会の池辺己実夫です。通告に従いまして、質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

まず1つ目のテーマは、防災計画に基づく風水害対策と市民への周知についてであります。

今年は梅雨入りが6月6日から、昨年よりも8日早かったみたいです。梅雨明けが7月23日、7日梅雨明けは遅かったそうです。そんな中、7月初頭から猛暑が始まり、長い夏に突入して、最高気温が35度を超える猛暑日の日数が東京で観測史上最多となるなど、これからは猛暑への対策も私の中では災害対策の一つに考えなければいけないのかなと思うぐらい暑い日が続いています。

一方で、記録的な大雨による災害が全国各地で起こっており、8月上旬に東北地方から北海道にかけて発生した線状降水帯から降った1日の雨量が、平年の1か月を上回るといった報道がなされておりました。このようなことが今後においても決して牛久市においても起こらないとは誰も言えないと思います。

また、9月は防災月間でもあります。8月30日から9月5日、これが防災週間、9月1日が防災の日、過ぎてしまいましたけれども、今月は防災月間ということで、9月9日はたしか

救急の日ということもありまして、前段でつまらないことばかり言っていますけれども、各自自治体の防災対策の基本となるものは、それぞれ自治体で策定している防災計画ではないかと思っています。

今回の一般質問では、年に一度の防災月間に合わせて牛久市地域防災計画の内容を確認させていただきながら、その計画に基づく市民生活の安全確保に向けた対策と、その内容の市民への周知について確認をさせていただきたいと思います。

なお、地域防災計画は、震災対策のものと風水害対策のものがあると思いますが、今回は、先ほど述べましたように記録的な大雨による災害が全国各地で起こっている状況から、特に風水害対策に絞って質問させていただきます。

それでは、まず最初の質問は、牛久市地域防災計画風水害対策編の内容についてであります。

改めて牛久市のホームページで牛久市地域防災計画を見ましたが、何と風水害対策計画編だけで182ページあり、大変確認のしがいがあるというか、最初に目次があって、大きく予防のための計画と、実際に災害が起きたときの対応のための計画、そして、復旧、復興への計画というような内容であることは分かりますが、大変ボリュームがあって、それだけ内容が多いということは、それだけ細部にわたってもう物すごい検討がなされている証拠だと思えますが、これだけやっばりあると、私などは正直、どこをどういうふう読んで、どんなふうに入れて市民に説明したらいいのかなとちょっと困ってしまうところがありまして、そこで私が牛久市民の皆様方にこの防災計画を説明する場合、どの部分をしっかり押さえなければいけないのか、計画のポイントというんですかね、肝になる部分があれば教えていただきたいと思えます。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

地域防災計画、そもそもどういうものかということをもまずは御説明したいと思います。

地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、国の防災計画に沿って作成をいたします。地域の実情に即した被害を想定し、災害発生時の避難、消火、水防、救難、救助などの具体策のほか、ライフラインの復旧、食料、衣料品、物資の輸送対策本部の体制、復興の進め方、防災教育や避難訓練、備蓄計画などの非常に多岐にわたる項目を盛り込んだ各自自治体独自の防災計画となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○6番 池辺己実夫 議員 現在の牛久市地域防災計画は、先ほど申しましたが、風水害対策計画編と地震災害対策計画ともに、令和4年、今年の6月に修正されております。風水害対

策計画編の計画書にも、この計画については毎年検討を加え、必要があると認められたときはこれを修正しますと書かれており、常に見直されていることは本当に大変素晴らしいことであろうと思います。

そこで、令和4年6月の修正について、どのような内容なのか伺います。また、修正を加えた計画についても併せて伺います。

**○杉森弘之 議長** 小川茂生市民部長。

**○小川茂生 市民部長** 令和4年6月の修正につきましては、大きく3点を理由に実施をいたしました。

まず1点目は、災害対策基本法の改正により気象情報に関する警戒レベルの名称の変更があり、警戒レベル4の避難勧告が廃止され、警戒レベル4は避難指示に一本化されたことなどに伴う記載の変更を行っております。

2点目は、同じく災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画が市町村の努力義務とされたことに伴い、個別避難計画の作成に関する記載をしております。

最後に3点目として、実効性のある個別避難計画を作成するために、避難行動要支援者名簿の定義を改める変更を実施しております。

地域防災計画の修正については令和3年3月にも実施しており、各種名称の変更や組織の改正などによる修正を中心に、おおよそ一、二年ごとに適宜修正を行っているところです。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 池辺己実夫議員。

**○6番 池辺己実夫 議員** 分かりました。国から下ろされてきて、それでいろいろこうやっていくというのは、これ、よく分かったんですけども、次に何ていうんでしょうテーマの質問をした中で、いざというときの市民への周知について、これちょっと聞きたいんですけども、やっぱり今、部長が答弁なされたのはもうもっともだなと思うんですけども、それが市役所の執行部の人たちが本当にこれを例えば今言ったことが頭にきちんと入って、私、今言われたことを正直、今は何となくこう分かるんですけども、きっと忘れちゃうと思うんですよ、やはり、そのことだけをやっているんじゃないんで。だから、やはりこういった形のこの、これ牛久市のやつですけども、こういったものを本当にいいと思うんですけども、これをもろん書き換えたりするっていうのももちろんありなんですけど、もっともっと、うまく言えないけど、自分の身は自分で守るみたいなそういったところを柔軟にして、あと、これ多分もう皆さん多分、私以上に後ろの方は議員さんたち知っていると思うんですけども、牛久市の避難所の一覧これ書いてあるんですけども、これも何とていうんでしょうね、大体1ミリぐらいの大きさなんですよ、これね、そうすると、これ正直高齢者の人とかは、なかなかこう、

もちろんスマホとかそういう持っているから、びよーんとかやって見てねみたいな形だったら全然オーケーなんですけれども、そういった形じゃなかなか見られないと思うんですよ、私の個人的なあれですけれども。こういったものをこの保存版ぐらいの大きさでちょっとこう書いたほうが、例えば田宮だったら、私が住んでる田宮だったら区民会館だよとか、第2避難所は第二小学校の体育館なんだよみたいな、そういった形で皆さんも、ここにいる執行部の皆さんも逆に言えばそういったことを熟知していれば、例えば地域に皆さんも帰ったときに、「ところで、部長さん、これどこに俺ら行けばいいのかな」と言われたときに、「ダイジェスト版見ていないの」みたいな形で「牛久市はこんなすばらしいのを出しているんだよ」と、ぱっと言えるようなそういったものがやっぱり私の中では必要かなって思っているんですよ。

そこで、いざというとき市民が知っておくべきことは何なのかを改めて伺いたいと思います。

**○杉森弘之 議長** 小川茂生市民部長。

**○小川茂生 市民部長** 地域防災計画については、先ほどの答弁でも述べたとおり、多岐の項目にわたる記載があり、全てを市民の方に御理解いただくのは難しいと思います。そこで、市では議員御案内のとおり、いざというときの行動や日頃からの備え、非常時の連絡手段、避難場所一覧などを記載した「牛久市防災ハンドブック」を令和3年5月に作成し、牛久市内全戸に配布を実施したところでございます。市民の皆様には、このハンドブックをお読みいただき、平時より災害に備えていただきたいと思います。

このハンドブックの中に、配られただけでなかなか全部を読むということも難しいとは思っていますが、一番やっていただきたいことは、このハンドブックの中に、我が家の防災メモというページがございます、23ページなんですけど、ここに御自分の避難場所、第1次避難場所、第2次避難場所、あと、避難時の服装ですとか家族の連絡先などを記入する欄があります。これはいわゆるマイ・タイムラインを自分で作成するようなものですので、これはそれぞれ皆さん御自分の方が一の避難場所というところは押さえておくという意味でこの欄を活用していただければと思います。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 池辺己実夫議員。

**○6番 池辺己実夫 議員** 部長ありがとうございます。

この大事な部分ですよ、こういったことを、逆にこう言ってもらいたいんですよ、市民に。こういったことが大事なんだよみたいな形で、自分が言いたいのは本当、本当もうこれで質問やめてもいいぐらいな、今の答弁まさしくそれなんですよ本当に。

次に、市民が知っていくべきことがどのように周知されているのか。ふだん、いざというときに備えて、市民への周知の状況について伺います。

市のホームページを見ていくと、台風への備えや、自宅待機などをするときの食料の備蓄方法、災害時に備えた防災態度について、局地的な豪雨に対する気象観測システムPOTEK Aに関する情報など、暮らしの手引内の防災から様々な情報を得ることができます。

また、ホームページ以外にも、冊子やパンフレットなど、いざというときに備えて、市民に様々な情報が提供されていると思われませんが、これも含めて、どのような情報が提供されているのか、改めて私がここに書いた以外でもあるんでしたら教えていただきたいと思います。

また、そのような情報の中で、台風や線状降水帯の発生によるゲリラ豪雨が予想される時、特にここだけは、もう絶対に確認してほしいというポイントがあったら教えていただきたいと思います。

**○杉森弘之 議長** 小川茂生市民部長。

**○小川茂生 市民部長** 市では、いざというときに備えて、先ほどの答弁で述べたとおり牛久市防災ハンドブックの配布を実施しております。

また、ホームページやこのハンドブック以外にも広報うしくへの記事の掲載、SNSでの情報の発信及び災害用備蓄品の各所での展示などを実施しており、市民に対して防災意識の高揚を図っているところです。

今後は、より定期的な広報うしくへの記事への掲載、かっぱメールなどを用いた啓発活動を実施し、市民のさらなる防災意識の高揚を図り、各行政区、各自主防災組織で実施する防災訓練に積極的に参加をし、災害時は自分の身は自分で守るという自助の意識を持っていただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

次に、台風や線状降水帯の発生によるゲリラ豪雨についての備えや対策ですが、過去の災害で自宅付近に水がたまったことがある、自宅が周りと比べると低地にあるなどの場合は、土のうを準備していただき、流れ込む水を防ぐ対策を実施することが有効となります。土のうにつきましては、牛久市役所本庁舎、東みどり野防災広場、田宮防災広場、かっぱの里、生涯学習センター、牛久消防署東部出張所の5か所に土のう置場を設置しており、24時間いつでも誰でも土のうを取りに行ける体制としています。

また、道路の側溝や雨水ますに枯れ葉やごみなどが詰まっていると、雨水が流れにくく内水氾濫の原因となりますので、日頃よりチェックしておき、地域の皆様で清掃していただくということも重要でございます。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 池辺己実夫議員。

**○6番 池辺己実夫 議員** 部長、ありがとうございます。これ、土のうの準備もすごいですよね、1,000個ぐらいやってあるんですよ、これ。やっぱり私もこれ改めて今回質問する



のに勉強させていただいて、何個ぐらいあるのかなというのもこれ改めて勉強になりました。こういったのも市民には、はっきり私のほうでも、牛久市はこれだけ努力していますよという形でしっかりと伝えていきたいと思います。

続きまして、この問題の最後の質問になります。災害弱者、生活弱者と言われる方に、本当にいざというとき市役所からどのような情報が伝達されるのか伺います。

ここまで近年多発するゲリラ豪雨などの風水害対策について、牛久市地域防災計画の内容を確認しながら、市民が知っておくべき情報について整理というか教えていただきました。多くの市民の方々はこれらの情報を基に、先ほども自助の精神と言っていましたけれども、自分の身の安全を確保するのは自分でというふうな形で行動をお願いするわけですが、一方で、そのような情報について分かってはいても、自分自身では安全を確保する行動を取るのが大変難しい災害弱者、生活弱者の方がおられるのも事実ではないかと思えます。

そこで、そのような災害弱者、生活弱者の方に対して、いざというときに市役所からどのように情報が発信され、伝達され、さらにその情報を基にそれらの方々が避難をどのようになされるのかについて伺います。

**○杉森弘之 議長** 小川茂生市民部長。

**○小川茂生 市民部長** 避難行動要支援者に対する避難情報の伝達でございますが、土砂災害警戒区域にお住まいの方については、直接電話などで避難の呼びかけを行い、御自分で避難が難しいという避難支援が必要な場合は、市の職員を中心に直接避難支援を行う体制を構築しているということです。

また、土砂災害警戒区域以外の方につきましては、今後、個別避難計画を迅速に作成するために、担当部署間で協議を進めているところです。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 池辺己実夫議員。

**○6番 池辺己実夫 議員** いや、部長、本当に安心しました。もう例えば動けなくなっちゃってもう、これも市の人が、私のことを助けていただけるんなら、私もし動けなくなったりしてしまったときには、そのぐらいやはり牛久市は安心安全なまちだなんていうのを、今本当に理解できました。どうも今日ありがとうございます、この部分に関して。

続きまして、大きな2つ目のテーマ、魅力を高めるための牛久沼周辺地区の土地利用についての質問をさせていただきます。

改めて申し上げるべきことでもなく、一部の自治体を除いて、全国の自治体で人口減少が始まっており、この問題を少しでも解決しようとする観点からそれぞれの自治体がまちの魅力を高める努力を行っております。牛久市においても、これまで子育て支援をはじめ、文化、ス

スポーツ振興や公共交通、また道路整備など、市民の生活の向上とともに多くの方々にほかの市町村から牛久市に訪れていただく施策を行ってきたものと思います。これまでの御答弁の中で、根本市長もいつもおっしゃっているように、牛久市には、東部地区にギネスブックにも載っている世界最大の牛久大仏、また、中央地区には日本遺産を獲得した牛久シャトー、そして、西側の地区の牛久沼と、歴史と豊かな自然環境に恵まれた本当にポテンシャルの高い観光資源があり、それらの活用はこれまでも度々議論をなされてきました。

そのような中で、牛久沼周辺地区の弘化新田地域に、昨年12月市内の民間企業により牛久沼を見下ろすような立地にキャンプ場が開設され、休日は親子連れや若いグループがバーベキューなどを楽しんでいます。この地域は、近い将来6号バイパスの新設により交通量の増大も予想されることだけではなく、龍ヶ崎市や牛久沼のほとりに開設を目指しているりんりんロードの敷地にも隣接していることから、新しい誘客施設設置には最適であると思います。

そこで、先ほど民間キャンプ場の紹介をしましたが、キャンプ場の南側の地域は山林や耕作放棄地が広がっていることから、牛久沼周辺地区の魅力度を高めるために、城中地区から新地地区への散策路とともに、牛久沼を見下ろせる眺望できるような新地地区の台地において、週末に今はやっているカントリーライフっていうんですかね、農業体験ができるような施設や、笠間とか八千代町のようなクラインガルテンの整備推進を検討してはいかがかと思うのですが、市の考えを伺います。

**○杉森弘之 議長** 根本洋治市長。

**○根本洋治 市長** ドイツ語で小さな庭を意味するクラインガルテンに関しては、過去にも何度か御質問いただきました。日本では滞在型市民農園と称され、県内では、平成13年に笠間市で50区画、そして、平成16年に八千代町で20区画が開設されました。いずれも空きが出るたびに次の利用者が決まるほど盛況でございましたが、その建設費用は、笠間市では8億4,000万円、八千代市では2億4,000万円という巨額なものでございました。それにもかかわらず、特定の限定された人のみの利用となり、利用料も安価であることから、営業状況は大変厳しいと伺っております。残念ながらこのような自治体以外には、県内ではその後開設されていないのが現実でございます。

牛久大仏と牛久シャトーという2大観光スポットに加え、牛久沼及びその周辺には、当市の貴重な文化財が点在しております。季節ごとの景観の観賞にたえ得るものとして「新日本歩道紀行100選」にも選ばれたコースを擁する風光明媚なエリアでございます。

市では、この地域について、平成21年度から平成25年度にかけて、牛久沼かつばの小径の整備をはじめアヤマ園の拡張、そしてトイレの改修、駐車場整備など、また牛久城址の散策路の整備などを行いました。

また、昨今では、牛久沼周辺に直売所の併設された古民家カフェやキャンプ場がオープンし、東林寺周辺の台地でも有志グループにおいてイベントが行われて、議員御提案の農業体験等を含めて、今後新たな集客エリアとしての活気に呈するポテンシャルを秘めているものと思われます。

折しもJR東日本が運営する「駅からハイキング」に商工観光課職員が企画した「旧き佳き牛久をめぐるコース～明治から昭和初期の文化を訪ねて～」というエントリーをしております。参加者にはエスカードビル牛久内の「いばらき自慢」で受付をし、牛久沼周辺を歩いて巡り、最後に牛久シャトーを訪れるという内容で、10月1日から10月16日までの土日祝日に催行される予定でございます。どのぐらいの反響があるか楽しみでございますが、参加者からの意見やそして感想、またいろいろな御意見をいただきながら、今後の観光事業の振興の参考にしたいと考えております。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○6番 池辺己実夫 議員 市長、答弁ありがとうございました。

ただ、これは別にもう答弁いいんですけども、私は八千代に行ってきたんですよ、クラインガルテンですがね。何ていうんでしょう、農業体験できるようなところに、ああいうのは何ていうんですかね、ラウベというんですかね、何か家みたいな何か別荘とは言わないけど、そういうのがあって、そこに泊まったりもできて、そこで田舎暮らしが農業体験なんかもできるんですよ。すごく思ったのは、私ここに住んでいても思うんですけども、なかなかこう土をいじってどうこうするっていうのはしないじゃないですか。それを、そこで自然の中で自分が直接こう土を触って、触れて、そこで汗を流して、野菜を作って収穫して、野菜で作った料理で気の合う仲間とやはりそこで談笑したりなんかというのは、何ていうんでしょうね、ちょっと格好いい言葉で言えないけれども、スローライフというんですか、そうするとやっぱりそういうので人生の楽しみというか、生活の質を高めるという、だんだんこう自分なんか若い頃というのは、もっとこうアクティブで動き回れたけれども、今、そういうのじゃなくて落ち着いて、何かこう話の合うやつらと一緒にこう、何ていうんでしょうね、そういうのをしていきたいようになってくると思うんですよ。多分、ここ市長、答弁ですからね、もう皆ここにいる市長もだんだんそんなふうに、俺はなってくると思うんですよ。それを東京の人なんか俺、なおさら都会に住んでいる人は、それって結構大事なことじゃないかなって自分では思うんですよ。

だからそういった施設を、やっぱりこれ6号バイパスができてくるわけですから、間違いなくこれは、そしたら間違いなくそういう人たちが来るんですよ。そのときに、ああ、池辺がちょっと言ってたよなあみみたいな形で思い出してもらって、そこからもしもやってもらってもいいんで、消さないでおいといてもらいたいなっていうのが、これは答弁結構ですから、そうい

ったことを私のお願いとして、ちょっと個人的なことばかりちょっと言ってしまってますみません。私の一般質問、終わります。いろいろな答弁きちっとしていただきまして、どうもありがとうございました。

**○杉森弘之 議長** 以上で6番池辺己実夫議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時10分といたします。

午後2時59分休憩

---

午後3時10分開議

**○杉森弘之 議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番藤田尚美議員。

〔2番藤田尚美議員登壇〕

**○2番 藤田尚美 議員** 皆様、改めまして、こんにちは。一般質問、本日最後の登壇となりますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、HPVについてであります。

子宮頸がん発生予防を目的とした、HPVワクチンについて、2013年4月に定期接種化されましたが、慢性腰痛や運動障害などの副反応問題によって同年6月から積極的な勧奨が中断されましたが、厚労省の専門家会議での議論を継続した結果、接種の有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると判断し、定期接種対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。

また、積極的勧奨を差し控える期間に、定期接種年齢を設けるキャッチアップ制度も開始されました。

そこで、4月より始まりました、個別通知・キャッチアップ制度の取組の成果を伺います。

**○杉森弘之 議長** 渡辺恭子保健福祉部次長。

**○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長** HPVと言われるヒトパピローマウイルスは、若年で感染すると子宮頸がん等を引き起こす可能性が高くなることから、子宮頸がん予防ワクチンとして定期予防接種に位置づけられていますが、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がHPVワクチン接種後に特異的に見られたことから、平成25年から厚生労働省の通知により接種の積極的な勧奨を控えてきたところです。

しかし、国の審議会において、最新の知見を踏まえ、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことにより、令和3年11月26日付、厚生労働省健康局長通知に基づき、令和4年度からの対象者に積極的勧奨が再開となりました。また、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、対象年齢を

超えて接種を行うキャッチアップ接種についても、予防接種法施行令の一部改正により令和4年4月1日から実施することとなりました。

市では、キャッチアップ接種を含め対象となる全ての方、令和4年度学年相当で12歳から25歳になる4,766名に接種案内及び予診票を個別通知し、市内協力医療機関において接種を行っております。また、接種に当たりワクチンの効果とリスクについて、対象となる皆さんが正しく理解し、接種について考えていただくために、6月に市民対象の講演会を開催し、ウェブ参加も含め49名の参加がありました。接種する医療機関に対しても、改めて情報共有のため、産婦人科医の協力の下、講演会を開催しております。

さらに、情報提供として、ホームページや保健センター内に子宮頸がんワクチンコーナーを設け、パンフレットを提供するとともに、接種を迷っている方等の相談に応じております。

4月から7月の4か月間でワクチン接種者数は、定期接種対象者が120名、キャッチアップ対象者が144名、合計264名となっております。

今年度は接種率を70%と見込み予算計上しております。

今後も、接種及び接種後の相談に丁寧に対応し、安全な予防接種体制と接種者自身が十分に理解し、納得して行動を取れるよう支援してまいります。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、調布市の子宮頸がん検診、受診向上を目指したHPVセルフチェック活用が開始され、内容を説明させていただきます。

自宅でHPVへの感染の有無が分かる簡易検査キットを活用することで、その後の子宮頸がん検診の受診や啓発につなげていくことが目的であります。

担当課によりますと、23、24歳に対象を絞ったそうであります。理由といたしまして、20歳は成人なので個別通知、21、22歳は、国からクーポンが届きます。25から29歳は個別通知、再勧奨という流れがあるため、23、24歳は個別通知、再勧奨が漏れてしまう世代のため、調布市は23、24歳、約3,000人いるとのことでした。

また、このキットに対しての予算といたしまして、検査と事務費で1人9,400円の計算で、1割分という計算で300人の確保したところ、年間たった10人ぐらいの受診だったところが、このキットを導入したところ、1か月で約620人超えという大きな成果が出ており、来年度はきちんと予算化していきたいとの担当課の言葉でした。

この無料のHPVセルフチェックを活用して、受診率向上のため活用してはどうかと考えますが、お伺いいたします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 市町村によるがん検診は、厚生労働省が

示す「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、死亡率を減少させることを目的に、科学的根拠が立証されている5種類のがんについて実施しています。国が推奨する子宮がん検診は、医師による問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診となり、HPV検査は含まれておりません。

一方、国立がん研究センターによる「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン更新版」では、HPV検査単独法は、推奨グレードA検診実施推奨としています。しかし、検体は医師採取を原則としており、引き続き自己採取HPV検査については、評価研究の対象となっております。

HPVセルフチェック、いわゆる自己採取HPV検査は、手軽に自身で検査ができるため、今まで検診を受けたことのない方の受診行動につながる可能性は高いと考えられます。

しかし、ガイドラインで示されているとおり、検体の回収率や精密検査以降のプロセスにつながるかという評価が不十分であることや、HPV検査自体の陽性者に対する長期の追跡を含む精度管理体制整備も必要となってきます。今後も、国県や他の自治体の状況等を注視し、自己採取を含むHPV検査の実施につきましては、有効的な活用方法も併せて調査研究してまいります。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 調査研究するというところで、それでは調布市は、セルフチェックのとき、23、24ということで、セルフチェックの対象を決めております。牛久市として、この23、24の個別通知再勧奨が漏れてしまう世代へのフォローはどのようにされるのか、伺います。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 がん検診につきましては、どこの自治体も受診率を上げるためにいろいろな方法を実施しております。調布市においても、23、24歳で漏れているというところですが、これは実際には、国が実施しているのは21歳に向けての無料検診のみであり、それ以外の対策については市独自のものと思われまます。

牛久市では、令和3年度の市の子宮がん検診の受診率は9.6%で、コロナ禍以前と変わらない状況です。調布市のように23歳、24歳をターゲットにした取組は行っておりませんが、若い世代へ向けた受診率向上に向け様々な取組を行っております。ただいま申し上げましたような国の補助事業として、21歳の方を対象に無料クーポン券の送付と未受診者への個別受診勧奨を市独自で毎年行っております。また、これまでに子宮がん検診と講演会を組み合わせた実施や、託児つき検診、乳幼児健診時に受診勧奨のチラシを配布する、また、レディース検診として一般健診と婦人科検診の同時実施を行うなど、いろいろな取組を行ってまいりました。

こういった中で、20代、30代の受診率は、令和元年度から令和3年度までの過去3年間において、7.03%、7.54%、7.42%と、僅かではありますが増加傾向にあります。

今年度は、健康について夫婦で考え、そろって検診できるよう、30代ファミリー検診を2月の休日に計画しております。

今後も、様々な取組を試みて、多くの方に検診を受けていただくよう実施してまいります。

**○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。**

**○2番 藤田尚美 議員** 様々な工夫で、受診率向上のために取り組んでくださっていることが分かり、また30代の御夫婦はファミリー検診という形で、またこの子宮頸がんについても御夫婦で学ばれていくという取組かなと思います。

次の質問に移っていくんですけども、日本では、子宮頸がんの予防としてHPVワクチンは女性のみが接種するものとして定期接種となっておりますが、オーストラリアでは15歳の男女の接種率が80%を超えており、アメリカ、イギリスなどの多くの先進国でも男女ともに接種することが主流となっております。HPVに感染すると子宮頸がんを発症することがあり、日本では年間約2,887人の女性が亡くなっています。これを防ぐためには、性交渉によりパートナー間で感染してしまうピンポン感染をなくすることが重要であります。

また、HPVは女性の子宮頸がんだけではなく、男性自身のがんリスクも無視できません。HPVワクチン接種の先進国は、続々と男性へのHPVワクチン接種を積極的に進めております。

そこで、HPVが関係する男性の疾病はどのようなものがあるか伺います。

**○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。**

**○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長** HPVヒトパピローマウイルスは、ほとんどの大人が感染しているごくありふれたウイルスで、約200種類の遺伝子タイプがあり、そのうち悪性腫瘍の発生に関係深いHPVタイプは「高リスク型HPV」、良性のイボなど発生に関係するHPVは「低リスク型HPV」と呼ばれています。感染経路は主に性的接触が原因とされ、皮膚や粘膜の微小な傷から侵入し、細胞に感染します。男性の場合も性的接触によりHPVに感染する可能性があります。遺伝子型が高リスクの場合は、陰茎がん、肛門がん、中咽頭がんなど、低リスクの場合は、性器・尿道・肛門などに尖圭コンジローマというイボが現れる可能性があります。

**○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。**

**○2番 藤田尚美 議員** 次に、男性もワクチン接種をすることでどのような期待ができるか伺います。

**○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。**

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 HPVはほとんどの大人が感染しているごくありふれたウイルスで、性的接触によって感染を繰り返すため、男女にワクチンを接種することで、感染の広がりを抑えることができます。自身のHPV感染によるがんや尖圭コンジローマ発症予防だけでなく、自身が感染源とならないこと、大切なパートナーを病気から守る効果も期待できます。

現在、子宮頸がんの予防を目的に定期の予防接種として用いられている「4価HPVワクチン・ガーダシル」は、令和2年12月、厚生労働省第7回薬事・食品衛生審議会医療品第二部会において、肛門がん、尖圭コンジローマの予防に対する適用拡大が承認され、男性の任意接種が可能となりました。ガーダシルは、子宮頸がんから最も多く検出される16型・18型と尖圭コンジローマ等の原因に関与する6型・11型の4つの型を含んだワクチンであり、現在も国審議会において男性への定期接種についての検討が行われております。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 男性への任意接種が可能となり、また今、定期接種への医師会のほうで予防接種の議案が上がってきているという情報も聞いております。

そこで、接種費用と海外の接種状況をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 当市の予防接種は、市と医師会及び接種医療機関において協議を経て、委託契約により実施していますが、接種費用である委託料は主に診療報酬額を基準とし、初診料、注射手技料、乳幼児加算や生物学的加算の各種加算料と、ワクチン代を加えた額としております。

また、定期接種の費用負担は、国の交付税措置はありますが、ほとんどが市負担となっております。牛久市においては、高齢者のインフルエンザと肺炎球菌、中学3年、高校3年、学年相当のインフルエンザ以外は全額公費負担としており、任意接種も含めて、現状で1人当たり約40万円の費用を負担しております。

子宮頸がんワクチンは3回接種が必要であり、1回当たり約1万7,000円、3回合計で5万1,000円の接種費用となっております。

海外でのHPVワクチン接種は、2006年に欧米で始まり、2020年11月時点では、110か国で公的な予防接種が行われ、カナダ、イギリス、オーストラリアでは、接種率が約8割となっております。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、男性もHPVワクチンを接種することで、男性自身のHPV感染による疾病を予防できることに加え、パートナーへの感染防止や社会全体での感染リスク



低下など、接種の意義は高いと言えます。一方で、男性のみ全額自費、先ほどの答弁でありますと、1万7,000円掛ける3回で5万2,000円、この5万2,000円全額自費で求めるのもハードルが高いと思います。

そこで、男性がHPVワクチン接種をする際の接種費用を一部でも市で助成はできないでしょうか、伺います。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 現在、HPVワクチン接種は、定期接種対象である女性に対し子宮頸がんを予防することを目的に実施しています。HPVワクチン接種につきましては、積極的勧奨が再開したものの、接種後の副反応や後遺症の発生状況等を注視し、対応しているところです。まずは、女性に対する予防接種の状況を見極めた上で、男性の接種につきましては、接種の意義は認められると認識しておりますが、定期接種の対象ではない現段階においては、対象年齢や費用対効果、接種体制など、慎重な検討が必要な状況と考えております。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 それでは、再度市長にお伺いいたします。

市民の健康を守り、将来の子育て世帯への支援策とも言えると思います。また、女性に対しては、男性も一緒に接種することで子宮頸がん予防を推進でき、女性のみで予防の負担をかけるという温かいメッセージとなり、男性に対しては、男性自身の疾病予防策にも本市はしっかり補助を出すという男女どちらにも恩恵が感じられる政策と言えます。他市に先駆けて実施することで、市民へのメッセージとなると思いますが、再度御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 牛久市では、任意の予防接種はこれまで、おたふくかぜ、水ぼうそう、そして小児肺炎球菌、ヒブ、ロタウイルスなど、数多くのワクチン接種の一部を助成または全額助成を他市町村に先駆けて行ってまいりました。ワクチン接種で予防できる疾病に対する任意接種の助成については、感染すると生命を脅かし、合併症や集団感染の可能性のある疾病で、治療が困難で、予防に有効である予防接種については、牛久市医師会と相談しながら優先順位をつけて助成の検討を進めてまいります。

現在、男性へのHPVワクチンの接種につきましても、副反応等の研究結果や国の動向を注視しながら、有効性及び安全性を見極めながら牛久市医師会と相談し、そして継続して検討することが必要だと思います。

まずこれが、子宮頸がんが始まりました。恐らくあと数年後に私はこのような時代も来るのかなと、海外では、聞くともう必ずこれはもう当たり前のワクチン接種だという話を聞いてお

ります。その中で、もうちょっと時間かかるのかと思います。ただ、やっぱり、実は私、この後遺症で子供さんですね、女の方が車椅子で見えました。非常に明るいお母さんと一緒に来たんですけれども、非常に明るい感じで来られて、僕もほっとしたなと思いますけれども、これからまた学校へ戻れるということで安心しました。このような後遺症が残らないように、やはりいろいろな事例をしっかりと精査しながら、これからワクチン接種についても行っていきたいと思います。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 ぜひとも継続の検討、助成の検討をよろしく願いいたします。

次に、やはりがん教育が必要であります。近年、疾病構造の変化や高齢社会など、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化してきており、健康教育もそれに対応したものであることが求められております。今回は、子宮頸がんについて、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育は重要であります。

そこで科学的根拠に基づいた知識などの専門的な内容を、外部講師の協力を得て講演会などを実施したりと取り組んでいただきたいと思います。御所見を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 昨年度のがん教育の実施状況は、市内中学校義務教育学校後期課程では、6校中6校で実施、小学校義務教育学校前期課程では、8校中7校で実施されています。授業においては、教科書のほか文部科学省や県教委のがん教育教材を活用している学校もあります。

また、子宮頸がん予防ワクチンや、がん検診の大切さについて学習するなど子宮頸がんに特化した学習を行った学校も市内で1校あります。

茨城県は、毎年、がん教育講演会の実施を希望する小・中学校等に、医師やがん体験者等の外部講師を無償で派遣するがん教育総合支援事業を行っています。今年度も、牛久小と牛久三中が選ばれ、講演会を実施する予定です。ただ、毎年市内で4から5校が応募しているものの、応募校が多数のため、今年度のように1校から2校しか選ばれないのが現状です。

議員のお話のとおり、子宮頸がんは、性行為において感染することや、ほかのがんに比べて罹患する年齢が低く、思春期を迎える女子生徒ばかりでなく、男子生徒にも正しい知識を伝えることが大切と考えます。

一方、学習指導要領では、中学校2年生の保健体育の授業で1時間程度の計画なので、ほとんどの学校では子宮頸がんの特化した授業を行えない現状もあります。茨城県医師会では、「レクチャーバンク」といって、様々な医療分野の講演を行う講師を各自治体や地域住民、PTAなどで開催される研修会等に無償で派遣する取組があります。茨城県医師会に確認したところ、希望があれば学校に講師を派遣できるとのことです。

また、このバンクには、子宮頸がんについて詳しい講演ができる講師も登録しているとのこと。実際に県のがん教育総合支援事業に応募しても選ばれない学校もあることから、このレクチャーバンクの取組を学校に紹介することで、子宮頸がんを含めた学校のニーズに合ったがん教育を行えるように支援していきたいと思います。

**○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。**

**○2番 藤田尚美 議員** 子宮頸がんと言ったら、女性のみのがんではないかという認識が多いと思えます。しかし、小学校・中学校の教育の中で正しい知識をしっかりと学ぶということで私は今回、講演会という形で外部講師を呼んで、きちんとした形で子供たちに学んでほしいなと思い、御提案させていただきました。健康と命の大切さをしっかり育むその視点で取り組んでほしいと思えますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、おひとりさま支援の取組についてお伺いたします。

近年、長寿化、核家族化といった社会構造の変化等により、独り暮らしの高齢の方が増加しております。人生100年時代の到来が現実味を帯びる中、今後もこの状況は続くと思われ、高齢での独り暮らしならではの不安を軽減し、安心して健やかに暮らすことのできる社会が必要とされております。年齢を重ねるにつれ、誰しもが、退職や配偶者との死別等、人生の大きな分岐点が待っております。独りぼっちで頼れる人がなく、人間関係を喪失することで、だんだんと社会との関係が希薄になり、出かけることや人とのコミュニケーションの機会が減少していくことも少なくありません。

しかし、人間にとって外出や他者との関わりはとても重要であります。それぞれが無理のない範囲で外出し、人や社会とのつながりを持ち続けることによって、日々の暮らしがより彩り豊かなものとなり、このことは心身の健康にも関係してきています。独り暮らしであることが孤独を意味することとならないよう、本人はもちろん、周囲の人や事業者等も共通認識を持って、つながりを心がけていくことが大切であります。

そこでまず、本市の全世帯数、65歳以上の方を含む全世帯数のうち、独り暮らし世帯数、2人暮らし世帯数、その他の世帯として65歳未満の方と同居の世帯数という区分でお伺いたします。

**○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。**

**○内藤雪枝 保健福祉部長** 御質問の65歳以上世帯の内訳につきましては、統計がございません。

また、住民基本台帳上の世帯は、同居であっても世帯分離をしているなど実態にそぐわない場合も多くあることから、令和2年に実施した国勢調査の結果に基づきお答えいたします。

国勢調査の基準日である令和2年10月1日現在、全世帯数は3万5,195世帯、そのう

ち65歳以上の方を含む世帯数は1万5,110世帯、65歳以上の独り暮らし世帯は3,274世帯、65歳以上の方がいる2人暮らしの世帯は7,304世帯、65歳未満の方と同居している世帯は6,577世帯となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、孤独は主観的なもので、孤独感のことです。

孤独は社会的孤独とも言いますが、友人がいない、ほかの人と連絡を取っていないといった客観的な状態を指します。孤独と孤立のどちらも健康に悪いということが分かってきました。人はほかの人の態度や行動から多大な影響を受けています。そのため、近い人が孤独の状態に陥っていると自分の気持ちも沈んでしまい、同じように孤独感を抱いてしまうことは大いに考えられます。また、地域や社会全体で考えても、孤独な人たちが増えていくと全体の活気がなくなってしまい、負のスパイラルとして孤独な人たちが増えてしまいます。外出や社会交流の促進に取り組むことが、おひとりさまの健康にとって不可欠であります。

そこで、このようなおひとりさまへ健康のため、孤立しているおひとりさまに対する外出支援をどのように取り組んでいるのか、また、取り組んでいくのか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 孤立しているおひとりさまへの外出や社会交流の促進への取組ですが、まず、外出の目的となるような取組として、生涯学習センターにおける各種講座や、社会福祉協議会に委託して行っているフォークダンス、太極拳、健康体操などの「生きがい活動」があります。

また、各行政区の集会場などにおいて、「ふれあいサロン」や「おしゃべり会」などが実施されているところがあるほか、行政区における自主的な活動として、囲碁、将棋、卓球などの同好会活動が行われているところもあると承知しており、そのような集会所等を地域の人々のたまり場として広く開放している場合には、一定の条件の下で補助金を交付して活動を後押ししております。

次に、外出の手段となるような取組としては、主として「かっぱ号」や、「うしタク」を運行しております。また、一部の地区社協においては、高齢者の外出意欲を高め、健康寿命の増進につなげることを目的として、ボランティア移送サービスが行われております。

コロナ禍の現状では、感染症の状況によっては一時的に実施されない取組もありますが、市事業と地域での活動において様々な内容を実施することで、御本人の趣味や嗜好に合わせて、お住まいの場所やお体の状態に応じた方法で、お出かけいただくきっかけになると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、相談体制について伺います。

市としてのおひとりさまの相談体制を伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 現在、おひとりさま専門の相談窓口はございませんが、全ての高齢者向けの相談窓口といたしましては、市高齢福祉課のほか2つの地域包括支援センターを設置しています。また、24時間のフリーダイヤル「高齢者あんしん電話」を実施しており、介護保険だけでなく様々な相談を受けており、内容に応じてさらに専門の窓口を紹介するなど、総合的な対応を行っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 おひとりさま政策課を2021年に立ち上げた神奈川県大和市で、このおひとりさま政策を学ばせていただきましたので、御紹介させていただきます。

大和市は、高齢社会を多死社会と捉え、様々な政策に取り組み、支援を続ける中で、独り暮らしの高齢者に大きな不安があることが分かってきたそうです。未婚の方はもちろん、パートナーがいても、どちらかが先立たれます。かつ核家族化が進み、お子さんが近くに住んでいない人も多い。そこで広く1人で暮らす高齢者や相談相手がいない方を支援する部署がスタートいたしました。

おひとりさま政策課が誕生してから、困り事を受け止めてくれる人がいることに安心感を抱いていただけているそうです。おひとりさまは情報を集めることも容易ではありません。スマホの操作を知りたいときも、新しく必要になったものを買うときも、調べる手段が少ない。インターネットを駆使できる人は多くないですし、なるべく自分で解決したいけれども、どうしたらいいのか分からないと不安を抱く人も少なくないようです。そこで、市役所の相談窓口が相談しやすいところになっており、そこには終活コンシェルジュが週3日相談を受け付けております。

このように、安心して相談できる相談体制の強化の考えを伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 御紹介がありました神奈川県大和市は、おひとりさま支援として、2016年に「葬儀生前契約事業」を開始し、様々な事業を展開しながら、2021年には、「おひとりさま政策課」の創設と「大和市終活支援条例」の制定、そして、本年6月に「大和市おひとりさま支援条例」を制定するなど、先進的であればらしい取組をされている自治体であ

ると承知しております。

当市におきましても、おひとりさまは増えていくと考えられることから、そのような相談体制が今後望まれることは想定できますが、当市全体の状況や他事業との優先順位などを見極めながら、現状の相談体制の中で個別の事情に配慮する形で可能なものから取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 藤田尚美議員。

**○2番 藤田尚美 議員** 可能なところから、しっかりと取り組んでいただき、次のガイドブック作成について伺わせていただきます。

相談体制には、内容によっては別の課や専門機関をお知らせすることもあります。そうした一人一人に合わせた対応が重要になり、全ての方の課題を解くには、全体へのアプローチも必要だと考えます。その一つとして、おひとりさまの困り事とその解決方法をまとめた冊子、「生活お役立ちガイド」であります。終活支援だけではなく、生活の困り事や居場所になり得るコミュニティーの情報など、様々な内容が網羅されております。こちらを生活お役立ちガイドということで大和市が作っております。ここの中を開いてみるとQ&Aになっておりまして、4こまで漫画が書いてあります。相談したい内容とQ&Aという形で4こ漫画で記されておりまして、その隣にはどこに連絡をすればいいのかっていうことが記されており、先ほどの外出支援の外出先の一覧表も、この中に大和市は記載されている状況であります。

終活支援だけではなく、生活の困り事や居場所になり得るコミュニティーの情報など、先ほど示す内容が網羅されておりますが、このように漫画を多用し、文字は大きくて必要最小限な文言で作られております。実際大和市では2万冊作って、あっという間に全てなくなってしまい、さばけてしまい、何回刷っても皆さん大和市の市民の方は求めてくるということで担当課のほうも、これの体制の実績をすごく大きく喜んで、異例のヒットとまで担当課は話しておりました。

このように、まず、分かりやすく一目で分かる、おひとりさまも安心して暮らせるこのガイドブックを牛久市も作成してみてもどうかと考えますが、御見解を伺います。

**○杉森弘之 議長** 内藤雪枝保健福祉部長。

**○内藤雪枝 保健福祉部長** 御質問の「生活お役立ちガイドブック」につきましては、大和市のホームページで内容を拝見いたしました。1つの困り事に対して、見開き2ページで完結するようになっており、1ページを漫画で説明し、もう1ページを文章で説明する構成で、シンプルで分かりやすいものでした。市では、それぞれの相談内容に応じたパンフレットや冊子を市民に提供し、個別の事情に配慮する必要がある場合は、必要なところを抜粋したり、複数を

組み合わせたりするなど、臨機応変に活用し、対応しております。

おひとりさまに特化したガイドブックの作成につきましては、先ほどの専門相談窓口の設置も含めて、市全体の状況や優先順位等、様々見極めながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 藤田尚美議員。

**○2番 藤田尚美 議員** 高齢者の1人世帯は自分の終活に対しての不安の声も私のところに届いております。安心して相談でき、また情報が分かりやすい、手元にあると助かると思っております。市民に寄り添っていける市民サービスを、今後も取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、ケアリーバーの支援についてであります。

ケアリーバーとは、児童養護施設や里親などの社会的養護のケアから離れた子供、若者のことを言います。何らかの理由で保護者と一緒に暮らせない子供たちが、児童養護施設や里親のもとで生活していますが、高校卒業などのタイミングで自立を求められています。厚生労働省は、ケアリーバーの実態を把握するために、令和2年度に全国調査を実施いたしました。調査対象は2万690人、回答数が2,980件、14.4%となっており、うち、茨城県については、調査対象が389件、回答数が52件、13.3%と、全国とあまり変わらない回答率になっております。

その調査によれば、児童養護施設や里親のもとから離れた子供、若者のうち、51.7%が一人暮らしをしており、月々の収入バランスが、支出のほうが多いと回答した割合が22.9%でした。また、今後、利用してみたいサポートやサービスでは、金銭面に関する支援が29.0%で最も高く、次いで、住居や食料に関する支援が26.7%でした。

施設などを離れたケアリーバーには頼れる親や親戚、大人がおらず、幼少期に虐待を経験したことによる心身の不調などから、進学後に退学や、就職したけれども離職に追い込まれたり、孤立や困窮状況に陥ったりするケースが少なくありません。先ほどの回答にあったように、5人に1人が施設を出た後、収入より支出が多い赤字の生活に陥っております。そして、ケアリーバーの問題点は、孤立や困窮にあると考えます。

まずは、市として、このケアリーバーの把握はされているのか、伺います。

**○杉森弘之 議長** 内藤雪枝保健福祉部長。

**○内藤雪枝 保健福祉部長** ケアリーバーとは、社会的養護と言われる児童養護施設やファミリーホーム、里親家庭での生活を経験し、自立した方のことを言います。「ケア」は「保護」、「リーバー」は「離れた人」を意味する単語ですが、この単語を合わせた造語となっています。

保護者の病気や障害、児童虐待など様々な事情により保護者と一緒に暮らせない子供たちは、児童相談所の措置により社会的養護を受け、高校や大学卒業などのタイミングで自立を求められます。ケアリーバーとなった方の把握ですが、市では、児童相談所からの情報提供や、各部署で相談を受ける中で、今までの生活状況や支援内容の確認から把握することがあります。現状で把握しているケアリーバーは、児童養護施設や里親、親族の支援を受けながら生活している方もいますが、経済的に困窮している方や、支援してくれる家族、親族がおらず、孤立し困難を抱えている方がいることは把握しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 把握されているということで、児童相談所や児童養護施設などどのように情報を共有されているのか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 ケアリーバーを把握するための児童相談所や児童養護施設の情報共有についてですが、必要に応じて要保護児童対策地域協議会を開催し、児童相談所や児童養護施設等と情報の共有、今後の支援内容の検討、支援の役割分担を行っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、当事者を支援機関につないでいくには、どのように取り組んでいるのか、相談体制を伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 市における相談体制につきましては、最初に相談を受けた部署が、お困りの内容や生活の状況を丁寧に聞き取り、他の部署につなぐ必要がある場合は関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応しております。例えば、経済的に困窮している場合は、社会福祉課や社会福祉協議会につないだり、妊娠している方や、子供がいる方の場合は、健康づくり推進課やこども家庭課、教育委員会など、複数の関係機関の支援が必要な場合も多く、要保護児童対策協議会において情報共有し、支援内容を協議することとしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 経済的に困窮している場合には社会福祉協議会や社会福祉課につなぐということですが、どのような支援が受けられるのでしょうか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 社会福祉課や社会福祉協議会につないだ場合、自立相談支援事業



により、どのような支援が必要か一緒に考え、その方の御希望や状況により、就労支援、住居確保給付金、家計改善支援、生活福祉資金貸付制度などの生活保護に至る前の支援や、状況に応じ生活保護を案内しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、孤立させない支援とは、市としてどのように考えられているのか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 孤立の要因は様々であると考えております。困ったときに市役所や社会福祉協議会を安心して相談できる場所として利用いただけるよう相談窓口の周知を図るとともに、相談支援から、その方の状況に応じた関係機関につなぎ、地域で生活できるよう市全体で支援してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 非常に地域っていうところが大事だと私も思います。やはり独りぼっちで、1人でアパートに住んでいると、仕事も何もない、24時間家の中にいる、しかし地域の方、また、それなりの関係機関の方が寄り添っていただくことで、少しでも明るい光が差し込んでいき、社会に出ていける自立支援というのは、とてもケアリーバーにとっては大事なことでありますので、それはアウトリーチ型でも必要だと私は考えております。孤立させないため、本人は市役所まで行くっていうことがなかなかハードルが高い。それであるならば、情報を知っている行政機関は、アウトリーチで自立支援に向けて歩み寄る、行政も歩み寄って当事者のところに足を運ぶということも、私は必要ではないかと思っておりますので、またその辺も御検討していただきながら、このケアリーバーの方たちを守って行っていただきたいと思っております。

そこで、要保護児童対策地域協議会との連携について伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 要保護児童対策地域協議会では、支援が必要な児童について、関係機関と情報共有しながら支援しております。

また、ケアリーバーの方につきましては、社会的養護を離れた後も安心して生活できるよう先を見据えた支援についても協議しております。市では、本人や家族の希望を丁寧に聞き取った上で、要保護児童対策地域協議会の仕組みを活用し、支援に必要な内容に応じた関係機関と連携し、継続した切れ目のない支援を行っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 継続的な支援ということと、あと答弁の中に先を見据えた支援とありましたが、例えば事例挙げられるようでしたら挙げていただいて、具体的にどのような協議をされているのか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 先を見据えた支援につきましては、社会的養護を離れた後も、ケアラーの方が生活の状況や希望に応じた支援を選択し、利用できるための方法について協議いたします。例えば、進学する方については、奨学金等の経済的支援や相談できる窓口について、就職する方については、就職に関して相談できる地域若者サポートステーション等の情報を関係機関で共有し、本人の状況に応じて、どのような機関がどのように支援していくのかを協議することとしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 今後、子供家庭総合支援拠点が開設予定とされておりますが、この支援拠点でケアラーの支援を調整機関の主担当機関として担っていただき、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携と協働の体制をしっかりと推進していただき、誰一人取り残さない社会の構築を目指して行ってほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、保育園の保護者、保育士の負担軽減について伺います。

保育園での紙おむつの処分についてであります。

まず、保育園の排せつした使用済みの紙おむつは、公立保育園、私立保育園、認定こども園では、どのように処分されているのか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 牛久市内の認可保育施設の使用済み紙おむつの処分状況につきましては、民間保育園、認定こども園、小規模保育園の計17施設のうち、13施設が園での処分を実施しており、3施設は保護者が持ち帰りしております。

また、施設にアンケート調査を実施したところ、紙おむつを使用せず布おむつを使用している施設もありました。公立保育園では、これまで園児の排せつ物を御家庭で確認することで、保護者も健康状態を把握していただくことから使用済み紙おむつの持ち帰りをお願いしていましたが、使用済み紙おむつを持ち帰る際の衛生面の不安や、保育士が使用済み紙おむつを園児別に分別する手間など、保護者及び保育士、それぞれの負担軽減の観点から意見が寄せられておりました。それらの意見を基に、民間保育園施設の園での処分方法などを参考にし検討を

行った結果、9月1日から園での保管方法及び処分方法の準備が整った向原保育園において実施しているところです。

また、残りの公立保育園3園につきましても、10月1日から園での処分を開始する予定となっております。

今後におきましても、園児や保護者が安心して保育園を利用することができるよう施設環境の整備に努めてまいります。

以上です。

**○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。**

**○2番 藤田尚美 議員** 9月1日から向原保育園で園で処分をしていただける。また、3園、10月1日から園で処分をしていただけるという実施になったことに、とても私もその現場にいた時代からなぜだろうという疑問はともありましたので、本当に今ここで、そういう形でまた、今処分をするときに、保護者のほうは有料のレジ袋を持参したり、スーパー袋じゃなくて、負担は本当に重くのしかかっておりましたので、汚れたおむつをお迎えのときにもらって、その使用済みおむつを持ち、小児科やスーパーなどに立ち寄りなくてはならないということで、本当に保護者から様々な声をいただき、またそこにはロタウイルスやらアデノウイルス、便などの排せつ物を通した経口感染など感染症のリスクもあるなどいろいろなデメリットが大きい中、ようやく公立4園とも今年度スタートできるということはとても保護者にとっても、また、保育士にとってもとてもうれしいことだと思いますが、この処分についてなんですけれども、市が処分の実施をする場合の経費、これはどのぐらい見込まれるのでしょうか、伺います。

**○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。**

**○内藤雪枝 保健福祉部長** 公立保育園4園で使用済みの紙おむつを処分する費用の支出見込額ですが、初期費用として、収納ボックスや蓋つきバケツなどの備品購入費用が約18万円、さらに処分開始後は、ビニール袋などの消耗品の購入費用が約12万6,000円で、今年度は約半年分となりますが、合わせて約30万円の支出を見込んでおります。

費用の支出につきましては、まずは保育園で新型コロナウイルス感染症対策を実施する事業の予算で対応いたします。

なお、紙おむつの処分は、燃えるごみとして市が処分するため、費用はかかっておりません。

以上です。

**○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。**

**○2番 藤田尚美 議員** 次に、仕事と育児の両立支援として、手ぶら登園の導入を提案いたします。

手ぶら登園とは、おむつとお尻拭きが月額定額で使い放題となるサービスで、おむつ、お尻

拭きが保育園に直送されます。この手ぶら当園は、渋谷区、清瀬市などの保育園をはじめ全国2,000か所以上の保育施設で導入されています。

乳幼児の育児と家事の両立は時間との闘いです。毎日着替えなどの保育園の準備、食事の用意、保育園の送迎等様々やるべきことがある中で、どれだけのタスクを減らせるかが重要であります。現状、園児ごとにおむつを管理する都合で、保護者は、おむつ1枚1枚に子供の名前を書き、保育園に持参しなくてはなりません。保育士も、一人一人のストックの枚数の把握のほか、おむつが不足した場合の貸出し枚数管理も行います。こうした日々の苦勞が手ぶら登園では完全に不要となり、保護者や保育士が子供と向き合う時間を増やすことができます。

導入施設、保護者の満足度も高いことから、まずは、公立保育園から導入を検討していただきたいのですが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

**○杉森弘之 議長** 内藤雪枝保健福祉部長。

**○内藤雪枝 保健福祉部長** 手ぶら登園につきましては、民間の定額利用サービスを活用し、紙おむつやお尻拭きが保育施設に直接届くサービスを他市町村で実施していることは承知しております。

保護者のメリットとしては、おむつを持参しなくてよい、名前を書かなくてよい、補充しなくてよいといった負担軽減が図られ、保育園におきましても、おむつの管理の手間が省けるといったメリットがあります。

しかしながら、一方で、月額定額サービスといったことから使わなくても月額料金がかかってしまう、おむつの銘柄や種類を選べないなどのデメリットもあり、現在、手ぶら登園を実施する市内の認可保育施設はありません。

導入に当たっては、保護者からの意見や金銭面の負担等のデメリットも考慮しながら、今後とも調査研究してまいります。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 藤田尚美議員。

**○2番 藤田尚美 議員** この定額サービスは個人契約もできるサービスもあります。で、本当に毎日前と後ろと横と両サイドに抱えたお母様が、おむつの重たさ、またお布団を持つてくるそういう週末と週明けがございまして、本当に重い中、子供を抱えながらの毎日登園というのは非常に苦しいという声がございまして、またこの定額サービスがあることすらも分からない、また個人で契約できるというところもあるということも、ぜひこの何かのときには周知をしていただいて、保護者が検討していただけるような仕組みをつくっていただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○杉森弘之 議長 以上で、2番藤田尚美議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時17分延会